

はつかいち未来ビジョン 2035
前期基本計画（案）
（廿日市市総合計画）

廿日市市

目 次

前期基本計画	1
1 基本計画の概要.....	2
2 人口の将来展望.....	3
3 財政運営の基本的な考え方	6
4 行政経営方針	8
5 SDGs の一体的な推進	11
6 施策体系	14
7 戦略的な取組	16
8 分野別計画.....	18
1 こども・子育て・教育	20
1-1 こども若者・子育て支援	22
1-2 学校教育の充実.....	26
2 健康・福祉	30
2-1 つながりで支える地域福祉.....	32
2-2 障がい者（児）福祉の充実.....	34
2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実.....	36
2-4 健康づくりの推進.....	38
3 安全・安心	40
3-1 防災・減災対策の充実	42
3-2 消防・救急体制の充実	44
3-3 暮らしの安全の確保	46
4 産業.....	48
4-1 商工業の振興	50
4-2 観光の振興	52
4-3 農林水産業の振興.....	56
5 生涯学習・スポーツ・文化	58
5-1 生涯学習の推進.....	60
5-2 スポーツ・文化芸術の振興.....	62
5-3 歴史や伝統文化の継承	66
6 都市基盤	68
6-1 拠点性を高め愛着を感じるまちづくりの推進	70
6-2 地域公共交通ネットワークの構築.....	72
6-3 住環境の保全・整備	74
6-4 道路ネットワークの構築	76
6-5 上下水道の整備.....	78
7 環境.....	80
7-1 自然環境の保全と持続的活用.....	82

7-2 快適な生活環境の構築	84
8 地域づくり・人権・多文化共生	86
8-1 地域づくりの推進	88
8-2 人権・男女共同参画の推進	92
8-3 多文化共生・国際交流の推進	94
9 行財政運営の推進	96
9-1 生産性の高い行政経営の推進	97
9-2 働きやすい職場づくりと人材育成・確保の推進	98
9-3 公共施設マネジメントの着実な推進	99
9-4 安定的な財政運営の推進	100
9-5 効果的な情報発信等による移住・定住・交流の推進	101
10 指標体系	102

前期基本計画

1 基本計画の概要

(1) 計画の目的

基本構想では、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」、まちの将来像を「安心に包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち つなぎ つながり とともに歩む」と定め、この実現に向けた4つの考え方と、8つの施策分野の目指す姿を位置づけるとともに、基本構想を着実に推進するため、「協働によるまちづくり」と「効率的かつ効果的な行政経営」の考え方を示しています。

基本計画では、基本構想の実現に向けて、各分野に施策方針を体系化し、それぞれに施策の目指す姿や取組、施策の進捗状況を確認する指標などを設定します。そして、毎年度、本計画を中心に行政経営のPDCAサイクルを確実に実行することで、実効性の高い施策展開を行います。

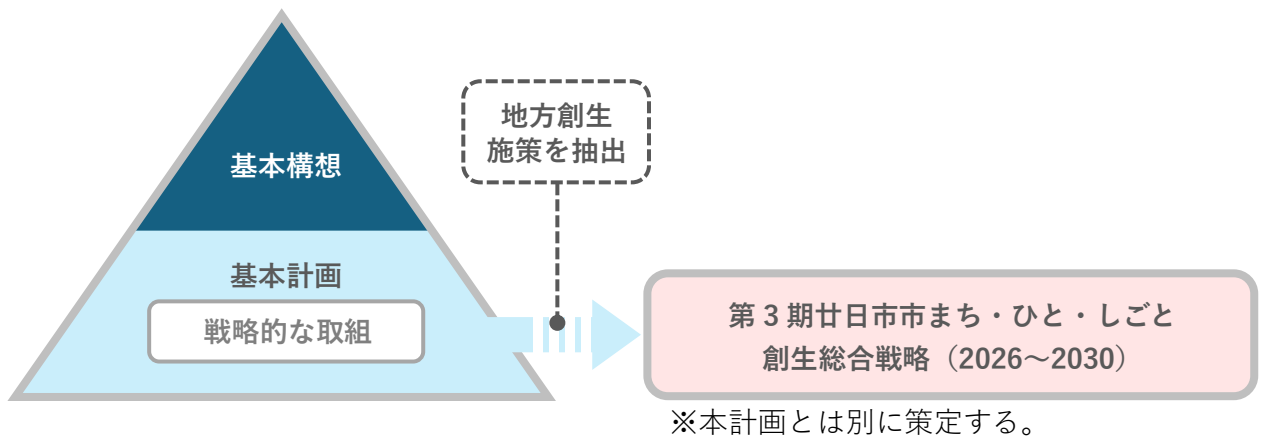
【まちづくりの基本理念】

市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり

【まちの将来像】

安心に包まれ ワクワクが広がる
未来への挑戦を楽しむまち
つなぎ つながり とともに歩む

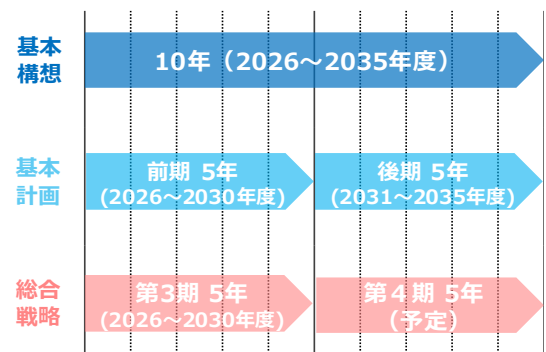
【計画の構成】



(2) 計画期間

総合計画の計画期間は2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間とし、前半の5年間を前期基本計画、後半の5年間を後期基本計画と位置づけます。

本計画は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの前期基本計画です。

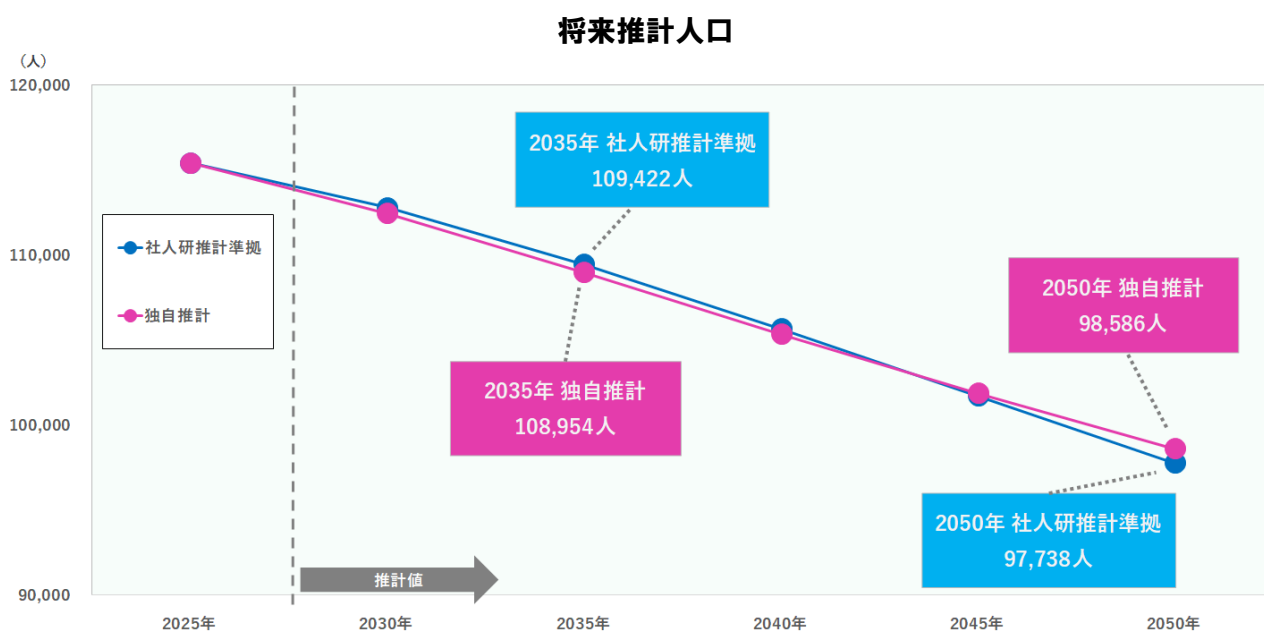


2 人口の将来展望

2023（令和 5）年に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した最新の人口推計によると、本市の人口は今後も減少を続け、2045（令和 27）年には 10 万人を下回ると見込まれています。

人口減少が進行すると、労働力の減少に伴う経済・産業構造の変化、社会保障制度の維持、地域社会における担い手不足など、私たちの暮らしに様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

本市では、本計画に基づき、子育て支援の充実、安全・安心で快適に暮らせる地域づくり、更なる賑わいや魅力の創出など、現在の市民、そして、将来の市民が、いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるような施策を総合的に展開し、人口減少を緩やかにすることで、人口の将来展望を 2035（令和 17）年は約 11 万人、2050（令和 32）年は約 10 万人とします。



設定条件

推計	基準人口	合計特殊出生率	移動率
社人研推計準拠	2025（令和 7）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口 115,423 人	2005(平成 17)～2020(令和 2)年における全国の子ども女性比に対する市町村別の子ども女性比の比を算出し、その傾向が 2025(令和 7)年まで続くと仮定して直線的に延長し、2025(令和 7)年～2050(令和 32)年は一定として仮定	2005(平成 17)～2020(令和 2)年の間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が 2050(令和 32)年まで継続すると仮定
独自推計	同上	2050（令和 32）年に市民の希望出生率 1.91 に上昇	同上

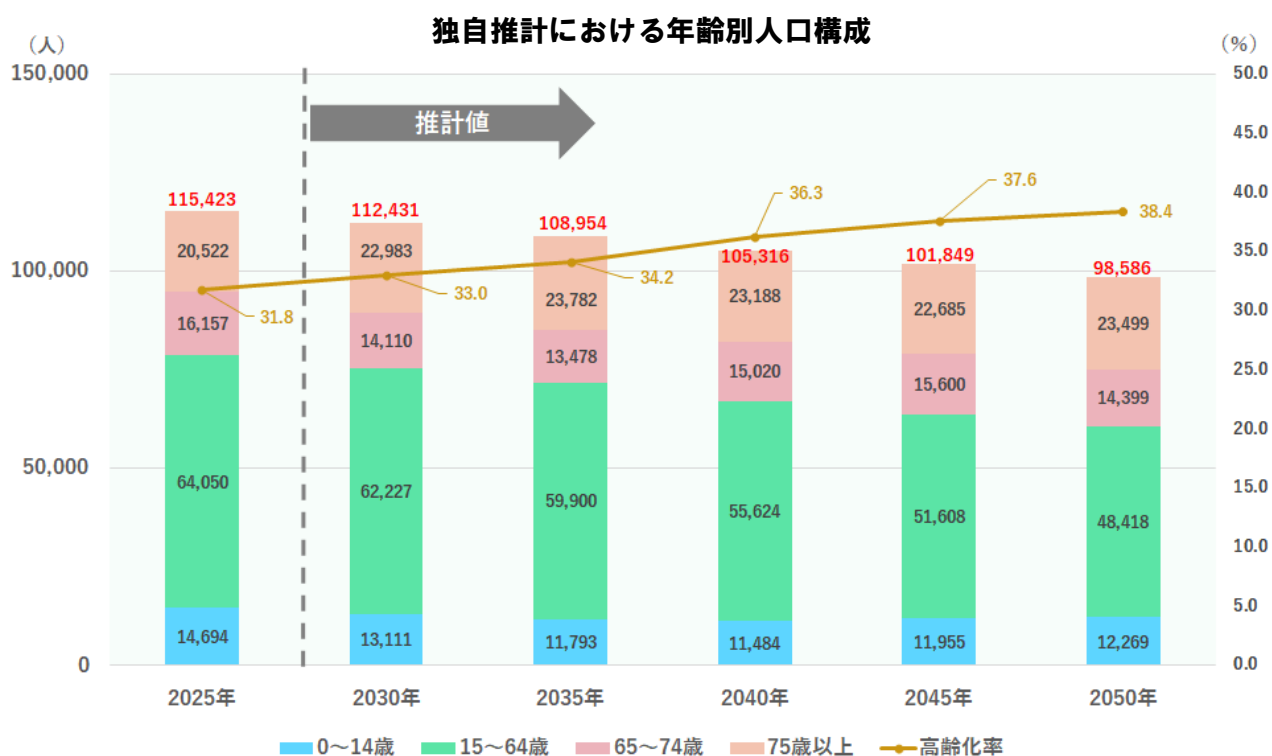
※社人研推計準拠は、2025(令和 7)年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準人口とし、合計特殊出生率などの推計に必要な仮定値については、社人研が 2023(令和 5)年に公表した「日本の地域別将来推計人口」の値を適用しています。

推計に用いた合計特殊出生率

推計	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
社人研推計準拠	1.49163	1.53333	1.57439	1.57982	1.58255	1.59057
独自推計	1.36000	1.40000	1.52750	1.65500	1.78250	1.91000

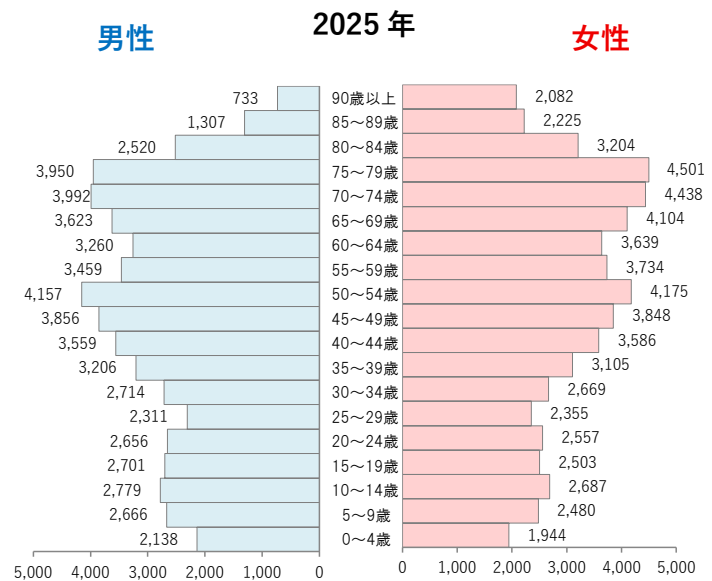
希望出生率の算定式

希望出生率 = (有配偶者割合 × 夫婦の予定子ども数 + 独身者割合 × 独身者のうち結婚を希望する者の割合 × 独身者の希望子ども数) × 離死別等の影響

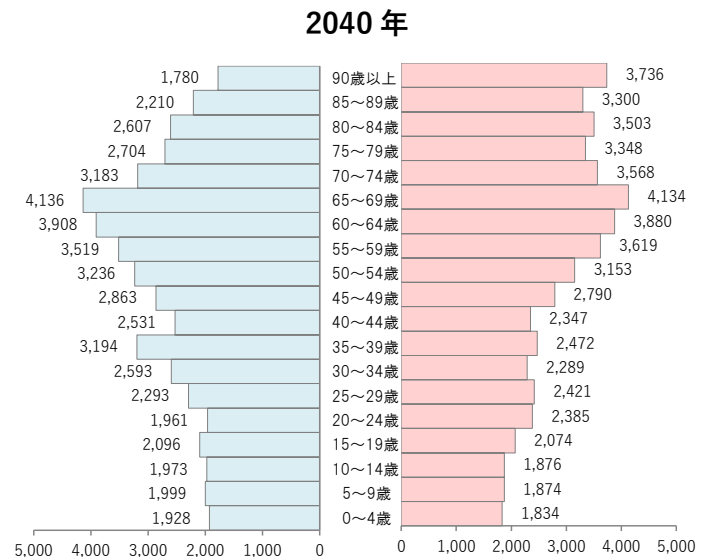


人口ピラミッドの比較

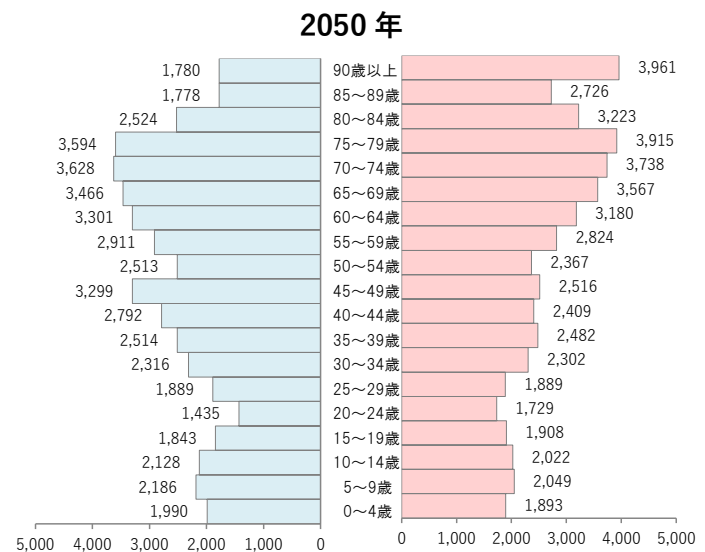
- ✓ 少子高齢化の影響により、65 歳以上の割合が高く、15 歳未満の割合が低い、「つば型」の人口ピラミッドとなっています。
- ✓ 団塊の世代である「75～79 歳」と、団塊ジュニア世代の「50～54 歳」が人口に占める割合が高くなっています。



- ✓ 少子高齢化がさらに進行し、「0～14 歳」の人口割合は低くなります。
- ✓ 団塊ジュニア世代の「65～69 歳」の占める割合が最も高くなっています。



- ✓ 人口ピラミッドは、つば型の傾向が続く一方で、合計特殊出生率の改善などにより「0～14 歳」の人口減少には歯止めがかかりつつあります。



3 財政運営の基本的な考え方

人口減少・少子高齢化の進行などにより、税収をはじめとする一般財源の大幅な増加が見込めない一方で、近年の不安定な国際情勢の影響による物価高騰、人手不足や働き方改革に伴う人件費の上昇、社会保障関係経費や公共施設の維持管理・更新などに伴う経常経費の恒常的な増加も見込まれ、今後の財政運営は非常に厳しい状況になると考えられます。

このような中、基本構想を実現するためには、中期財政運営方針に基づき、限られた財源を有効に活用し、施策の着実な実行と財政の健全性を両立させながら、持続可能な財政運営を行う必要があります。

(1) 財政運営上の課題等

本市の財政状況、収支見通しなどを踏まえると、今後の財政運営の「安定性」と「継続性」の面において、次のような課題が考えられます。

- 生産年齢人口の減少などに伴い、大幅な増加が見込めない歳入環境
- 人件費や扶助費など義務的経費の増加
- 公共施設の維持管理・長寿命化・更新に伴う経費の増加
- 新たなインフラ整備に伴う投資的経費の増加

(2) 財政運営の基本的な方針

経済変動や新たな行政需要への対応、大規模災害などへの備え、将来世代への過度な負担の回避に向けて、次の3つの方針に基づき、施策の着実な実行を可能とする財政運営を行います。

① 財政運営上のリスクへの対応（備え）

社会経済情勢の変化による対応としての財源調整、災害や予期せぬ緊急事態に伴う支出など財政運営上のリスクに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、毎年度において収支の均衡を図り、財政調整基金の確保に努めます。

財政指標：財政調整基金残高

② 弾力性のある財政構造の確立

経常的な収入に対して、経常的な経費（人件費、扶助費、公債費）などの固定的な経費の割合が高まると、財政構造の弾力性が低下し、社会経済情勢の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、安定的な財源の確保へ向けた取組を進めるとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の確立に努めます。

財政指標：経常収支比率

③ 将来世代に過度な負担を残さない健全な財政運営

市債は、年度間の調整や世代間負担の公平性を確保する役割を持つため、普通建設事業の財源として効果的に活用しつつも、残高や公債費の推移を踏まえ、地方交付税措置率の低い市債の借入抑制や事業費の平準化などにより、適正な市債管理に努めます。

財政指標：市債残高（事業債）

(3) 財政指標の目標値

各方針の達成状況を分析・検証するための目安として、財政指標の目標値を設定します。

区分	財政指標	基準値 (2024(令和6)年度末)	目標値 (2030(令和12)年度末)
財政運営上のリスクへの対応（備え）	財政調整基金残高	60.7 億円	精査中
弾力性のある財政構造の確立	経常収支比率	97.9%	
将来負担の抑制	市債残高（事業債）	478.8 億円	

【目標値設定の考え方】

精査中

4 行政経営方針

本市を取り巻く環境が刻々と変化する中、本計画に基づく施策を着実に推進し、成果を上げるためには、計画・予算・行政評価などの仕組みを一体的に連動させるとともに、組織を横断して目的や目標を共有し、効率的かつ効果的な行政経営を推進する必要があります。

(1) 行政経営の考え方

基本構想の実現に向けて、総合計画に基づく施策を着実に推進するとともに、計画の実行段階で、毎年度の事業評価と改善を PDCA サイクルにより行い、行政経営を推進します。

Plan（計画）

総合計画や個別計画に基づき、施策の方向性や目標を明確にし、予算編成、組織体制、人員配置などを通じて、限られた経営資源を適切に配分します。

Do（実行）

計画に基づき、各部局が所管する事務事業を具体的に実施します。

Check（評価）

まちづくり市民アンケート等を通じて施策の進捗状況を把握し、その結果を踏まえて施策評価を行います。これにより、成果や課題を検証し、今後の事務事業の方向性等を検討します。

Action（調整・改善）

施策評価の結果等に基づき、予算編成方針の策定や事務事業の内容・規模の調整等を行い、次年度の経営資源の配分と事務改善につなげます。

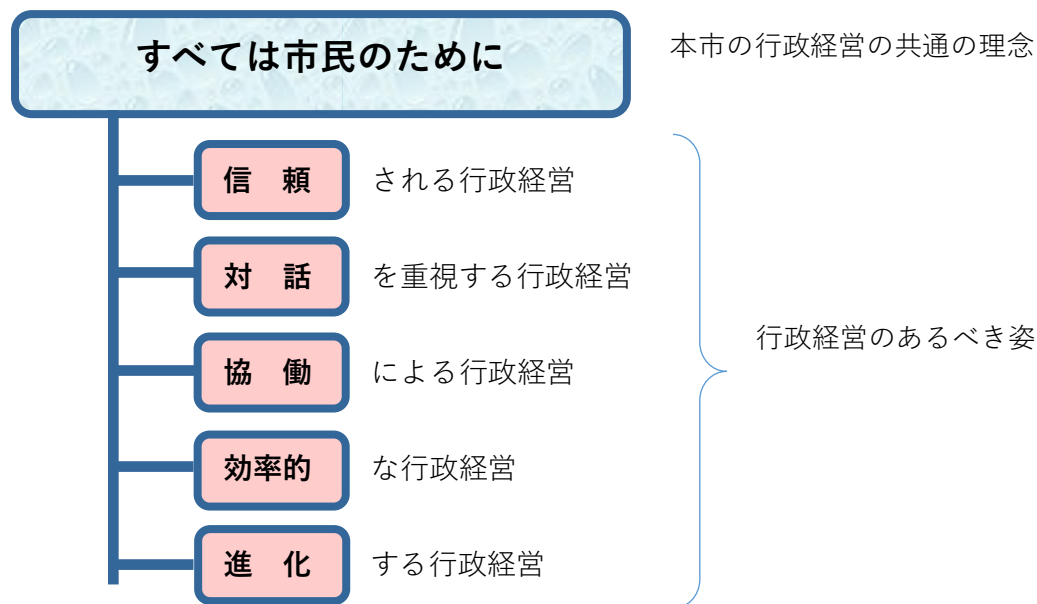


(2) 行政経営の「共通理念」と「あるべき姿」

本市の行政経営は、市民のために行うものです。

「すべては市民のために」を行政経営の共通の理念とし、この理念のもと、市の行政経営におけるあるべき姿として次の5つを掲げます。

これらキーワードを「行政経営のあるべき姿」として位置づけ、行政経営に取り組みます。



信 頼 される行政経営

市政の透明性を高め、市民との信頼関係を築きます。

対 話 を重視する行政経営

対話を通じて情報を共有し、市民の意見を施策に反映させます。

協 働 による行政経営

多様な主体と連携して、ともに課題解決に取り組みます。

効率的 な行政経営

限られた資源を最大限に活用し、効率的に行政経営を行います。

進 化 する行政経営

現状に満足せず、常に新しい視点や考え方を取り入れて仕事を進めます。

(3) 職員が大切にする視点

地方自治法第2条第14項に規定する「最少の経費で最大の効果」を実現し、市民満足度の最大化を図るため、職員は次の3つの視点を常に意識して業務に取り組みます。本市が抱える課題に迅速に対応し、質の高いサービスを持続的に提供するには、継続すべきものと見直すべきものを見極め、思い切って舵を切ることも必要です。

常に周囲の変化に目を配りながら、最高のパフォーマンスを発揮します。

① 現場起点 ～すべての改革・改善は現場から～

現場の第一線で働く職員は、市民のニーズや現場の課題を最も早く把握できます。

市民の声を直接受け止める立場としての情報収集力や発信力は、改革・改善の出発点です。現場の情報を起点に必要な課題を抽出・改善し、そのプロセスを蓄積してノウハウへと昇華させ、組織力・職員力の向上を図ります。

② 全体最適 ～森から木を見よう～

各部門がそれぞれに最適を目指す「部分最適」も重要ですが、組織全体の整合性や効率性、品質の一貫性を確保するためには、「全体最適」の視点が必要です。

時代やニーズの変化を的確に捉え、人的資源や財源、時間などの経営資源を適切に配分し、事業の選択と集中を図ります。

③ 成果重視 ～よい成果は、よいプロセスから～

本計画に掲げた将来像の実現には、目標を明確にし、それを全職員で共有することが不可欠です。成功までの道筋（プロセス）を描き、PDCAサイクルを着実に回しながら事業の進捗状況を定期的に確認し、問題点の改善を通じて成果達成につなげます。

5 SDGs の一体的な推進

SDGs の概要と本市のまちづくりとの関係性

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された、2030（令和 12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs は、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を理念としています。この理念は、本市の基本理念である「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」と深くつながっています。

そのため、本市では、本計画と SDGs の国際目標を一体的に推進することで、「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」を着実に進めていきます。

SDGs のゴールと施策推進の考え方

SDGs の国際目標は 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。本計画では、各施策方針に SDGs の 17 のゴールを関連付け、本市の施策と SDGs を一体的に推進します。

なお、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG(United Cities and Local Governments)は、SDGs のゴールに対する地方自治体の役割を以下のとおり整理しています。

目 標	自治体行政の果たし得る役割
 目標 1 貧困をなくそう	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。 【前期基本計画で対応する施策方針】 1-1 / 2-1 / 3-1
 目標 2 飢餓をゼロに	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。 【前期基本計画で対応する施策方針】 1-2 / 4-3
 目標 3 すべての人に健康と福祉を	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。 【前期基本計画で対応する施策方針】 1-1 / 2-1 / 2-2 / 2-3 / 2-4 / 3-2 / 3-3
 目標 4 質の高い教育をみんなに	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。 【前期基本計画で対応する施策方針】 1-1 / 1-2 / 4-1 / 5-1 / 5-2 / 5-3

目 標	自治体行政の果たし得る役割
5 ジェンダー平等を 実現しよう  目標 5 ジェンダー平等 を実現しよう	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。 【前期基本計画で対応する施策方針】 4-1 / 8-2
6 安全な水とトイレ を世界中に  目標 6 安全な水とトイレ を世界中に	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。 【前期基本計画で対応する施策方針】 6-5 / 7-2
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  目標 7 エネルギーをみ んなにそしてク リーンに	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。 【前期基本計画で対応する施策方針】 7-1
8 働きがいも 経済成長も  目標 8 働きがいも経済 成長も	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。 【前期基本計画で対応する施策方針】 1-1 / 4-1 / 4-2 / 4-3 / 8-2
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう  目標 9 産業と技術革新 の基盤をつくろ う	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。 【前期基本計画で対応する施策方針】 4-1 / 4-2 / 4-3
10 人や国の不平等 をなくそう  目標 10 人や国の不平等 をなくそう	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。 【前期基本計画で対応する施策方針】 2-1 / 2-2 / 4-1 / 8-2 / 8-3
11 住み続けられる まちづくりを  目標 11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。 【前期基本計画で対応する施策方針】 3-1 / 3-2 / 3-3 / 4-1 / 5-3 / 6-1 / 6-2 / 6-3 / 6-4 / 6-5 / 7-2

目 標	自治体行政の果たし得る役割
 目標 12 つくる責任つかう責任	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。 【前期基本計画で対応する施策方針】 4-1 / 4-2 / 4-3 / 7-2
 目標 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。 【前期基本計画で対応する施策方針】 3-1 / 7-1
 目標 14 海の豊かさを守ろう	海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。 【前期基本計画で対応する施策方針】 4-3 / 6-5 / 7-1 / 7-2
 目標 15 陸の豊かさを守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。 【前期基本計画で対応する施策方針】 4-3 / 7-1
 目標 16 平和と公正をすべての人に	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。 【前期基本計画で対応する施策方針】 1-1 / 3-3 / 8-2
 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。 【前期基本計画で対応する施策方針】 1-2 / 2-1 / 2-2 / 2-3 / 2-4 / 3-1 / 3-2 / 3-3 / 5-1 / 5-2 / 5-3 / 6-2 / 8-1 / 8-3

出典：私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－
（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

6 施策体系



施策方針

1-1 こども若者・子育て支援 1-2 学校教育の充実

2-1 つながりで支える地域福祉 2-2 障がい者（児）福祉の充実
2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実 2-4 健康づくりの推進

3-1 防災・減災対策の充実 3-2 消防・救急体制の充実
3-3 暮らしの安全の確保

4-1 商工業の振興 4-2 観光の振興 4-3 農林水産業の振興

5-1 生涯学習の推進 5-2 スポーツ・文化芸術の振興
5-3 歴史や伝統文化の継承

6-1 拠点性を高め愛着を感じるまちづくりの推進
6-2 地域公共交通ネットワークの構築 6-3 住環境の保全・整備
6-4 道路ネットワークの構築 6-5 上下水道の整備

7-1 自然環境の保全と持続的活用 7-2 快適な生活環境の構築

8-1 地域づくりの推進 8-2 人権・男女共同参画の推進
8-3 多文化共生・国際交流の推進

9 行財政運営の推進

9-1 生産性の高い行政経営の推進

9-2 働きやすい職場づくりと人材育成・確保の推進

9-3 公共施設マネジメントの着実な推進

9-4 安定的な財政運営の推進

9-5 効果的な情報発信等による移住・定住・交流の推進

7 戦略的な取組

基本構想の実現に向けて、未来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、限られた経営資源を重点的かつ優先的に配分する施策・事業を「戦略的な取組」として位置づけます。

戦略的な取組の考え方

本市では、2023（令和5）年度から、「持続可能なまちづくり」を進めるための施策・事業を「戦略的な取組」と位置づけ、取り組んでいきます。

今後も、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を受け止めつつ、将来にわたって本市の活力を維持し、地域のさらなる発展に向けた好循環を生み出すため、持続可能性を重視した取組を「戦略的な取組」と位置づけ、経営資源を重点的かつ優先的に配分します。

「戦略的な取組」は、将来像である「安心して包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち つなぎ つながり とともに歩む」を実現するため、「未来を見据えた都市構造の再構築」、「未来をつくる人への投資」、「地域資源の未来への継承」の3つを柱とし、毎年度、社会情勢や国の動向、施策評価、財政状況など、市の現状を踏まえ、具体的な取組を示します。

これらの取組を通じて、「選ばれるまち」、「暮らし続けたいまち」としての魅力をさらに高めていきます。

なお、「未来を見据えた都市構造の再構築」として現在進行中の大型事業である「シビックコア地区整備事業」、「新機能都市開発事業」、「未来物流産業団地造成事業」については、本計画においても引き続き取り組んでいきます。

今後も、これらの事業の進捗状況や成果を検証しながら、他の関連施策との連携を図り、計画的かつ総合的にまちづくりを進めていきます。

シビックコア地区整備事業



※場所や建物等を特定するものではありません。

本事業は、広域行政機能や広域商圏を持つ商業機能などの高次の機能をはじめ、主要な都市機能が集積する市役所周辺のシビックコア地区において、広島都市圏西部の広域拠点にふさわしい、更なる賑わいと魅力ある都市拠点の形成を目的としています。

主に国道2号以南地区において、新たな土地基盤の整備に併せ、公共施設の集約・再編を進めるとともに、官民連携による土地の高度利用や住工混在の解消に向けて取り組みます。

（主な施策方針）

6-1 拠点性を高め愛着を感じるまちづくりの推進

新機能都市開発事業



※本事業完成後をイメージしたものです。
今後の事業計画により変更となる場合があります。

【造成宅地面積】新機能都市開発事業

観光・交流施設用地：約 15 ha
工業施設用地：約 15 ha
多目的用地：約 2 ha

本事業は、市内企業の移転立地、市外企業の新規立地に伴う設備投資、経営規模拡大などによる雇用の維持・拡大や、観光・交流施設の立地を誘導することで、波及効果をもたらす新たな財源の確保とともに、本市の将来を見据えた新たな活力の創出を目的としています。

なお、造成事業については、地権者で組織された「平良丘陵開発土地区画整理組合」が事業主体となり、本市と協働してまちづくりを推進しています。

事業スケジュール（予定）

	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
A エリア	造成工事	建築工事		開業
B エリア	造成工事	土地引渡		

A エリア：観光・交流施設用地

B エリア：工業施設用地

（主な施策方針）

4-1 商工業の振興 4-2 観光の振興

未来物流産業団地造成事業



【造成宅地面積】

未来物流産業団地造成事業：約 9.6 ha

本事業は、本市の課題となっている既存市街地における住工混在の解消による都市の再構築、市内外企業の留置・誘致による新たな財源の確保、雇用の創出による人口流出の抑制などを目的としています。

また、二次的な効果として、既存市街地における企業の移転により生じる跡地の適切な土地利用が行われることにより、市街地の健全な発展に寄与する事業として取組を進めています。

事業スケジュール（予定）

2026 (R8)	2027 (R9)	2028~ (R10~)
造成工事		土地引渡

（主な施策方針）

4-1 商工業の振興

分野別計画の見方

施策方針と関連する SDGs を示しています。
また、前期基本計画の 5 年間に於いて、その施策方針が目指す姿と対応する基本事業を示しています。

その分野における 2035（令和 17）年度
に目指す姿と状態を示しています。



施策方針の中で実施する基本事業の内容について「主な課題」と、それに対応する「主な取組」を示しています。

>>> ●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値	目標値
		【2025(令和7)年度】	【2030(令和12)年度】
1	困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2%	60.0%

■主な関連計画

●地域福祉計画（重層的支援体制整備事業実施計画）

■施策主管課室

健康福祉総務課

■主な関係課室

●地域振興課 ●まちづくり支援課 ●地域共生社会推進室 ●生活福祉課
●障害福祉課 ●こども課 ●子育て応援室 ●高齢介護課
●住宅政策課

主な関連計画/施策主管課室/主な関係課室

施策方針に関連する主な計画のほか、施策を推進する課室（施策主管課室）と、施策の推進に関連する課（主な関係課室）を示しています。

施策の進捗状況を確認する指標

施策方針の進捗状況を確認・把握するための指標を示しています。

1 こども・子育て・教育

2035（令和 17）年度に目指す姿

みんなで子育てを支え、こどもや若者の成長に喜びを感じられるまち

- こども・若者が幸せに育っています。
- 保護者が子育てに伴う喜びを感じています。

こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち

- こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

施策方針 1 - 1

こども若者・子育て支援

施策方針 1 - 2

学校教育の充実

基本事業〔1〕 安全・安心で質の高い保育環境やこどもの居場所づくり

基本事業〔2〕 子育てへの不安や悩み、保育ニーズに対応した支援

基本事業〔3〕 まち全体で子育てを応援する意識の醸成

基本事業〔4〕 若者が希望を持って将来を描くための支援

基本事業〔1〕 質の高い学校教育の推進

基本事業〔2〕 地域とともにある学校づくり

基本事業〔3〕 安全・安心な教育環境の充実

■2035（令和 17）年度に目指す姿

- ## ■ 施策方針

施策の 目指す姿

- こどもが育ちに応じた環境で安心して楽しく過ごしている。 [基本事業 (1)]
- 保護者が安心して子育てができている。 [基本事業 (2)]
- 地域社会や事業者が子育てに協力している。 [基本事業 (3)]
- 若者が自分の将来について明るい希望がある。 [基本事業 (4)]

■ 主な課題

- ## ■ 主な取組

- 22

>>>> ●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
 >>>> ●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

〔2〕子育てへの不安や悩み、保育ニーズに対応した支援

■主な課題

- ① 理想とすることでこどもの人数を持てるよう、子育てに伴う経済的負担等の軽減が必要です。
- ② 妊娠期から子育て期にかけて、誰もが孤立することのないよう、子育てに伴う悩みや不安を解消するための支援が必要です。
- ③ こどもの発達や個々の特性、家庭環境に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- ④ 保育士の配置基準の見直しや、年度途中の待機児童等に対応するため、保育に関わる人材の確保を含め、公立・民間が一体となり、持続可能な保育提供体制を構築する必要があります。

■主な取組

- ① 保育料の負担軽減、こども医療費助成や不妊治療費助成などの経済的支援のほか、利用しやすい病児保育の実施など、子育て家庭のニーズに応じた支援を行います。
- ② 保健師や助産師、家庭児童相談員等による相談支援やアウトリーチのほか、子育て支援センターでの交流の場づくりなどを通じた妊産婦や子育て家庭、こどもへの切れ目のない支援により、社会的孤立や児童虐待等の防止を図ります。
- ③ こどもの発達や個々の特性等に応じた保育を実施できるよう、専門性の高い保育者を育成し、医療的ケア児の受け入れ環境の整備を進めるとともに、健康診査等を通じた発達相談の充実を図ります。
- ④ 復職希望者を対象とした研修やマッチング支援、職場環境の改善を含む処遇改善等の実施により、保育士の確保を図ります。
 ・各地域の保育需要の推移や民間保育園等の配置状況などを踏まえ、計画的に公立保育園の再編を行います。

〔3〕まち全体で子育てを応援する意識の醸成

■主な課題

- ① 家庭内でパートナー同士が協力して家事や育児に取り組む「共育て」の意識を醸成する必要があります。
- ② 地域住民や職場など、地域全体で「共育て」を応援する環境づくりが必要です。

■主な取組

- ① 産前産後サポートセンター等において、男性も参加しやすい相談支援の場や講座を実施するとともに、「共育て」の意識が向上するセミナー等の啓発事業を行います。
- ② 「はつかいち子育て応援宣言企業」の拡大を図り、事業者を含めた地域全体で子育て世代を応援する気運を高めます。

〔4〕若者が希望を持って将来を描くための支援

■主な課題

- ① 若者が就労や子育て等にポジティブなイメージを抱き、将来の展望を描けるよう、総合的な支援を行う必要があります。
- ② こどもや若者に関わる施策（こども施策）について、こどもや若者の意見を反映させるための手段を講じ、施策を進める必要があるほか、その他施策に関しても同様の取組が必要です。
- ③ 若い世代が地域の多様な大人と接し、まちづくりなど社会に参画できる環境づくりが必要です。

■主な取組

- ① 市内産業経済団体等と連携し、若者を対象に市内事業者の紹介やマッチングを行います。また、子育て家庭の事例紹介や出産・子育てに関するサービス等を一元化して情報発信を行うほか、将来の社会の創り手となる若者が希望に沿って安心して修学できるよう、奨学金の貸付けを行うなど、総合的に支援します。
- ② こども施策など各種施策を進めるにあたり、アンケートやインタビュー、ワークショップ等を通じて、こども・若者などの当事者の声を聞き、状況に応じて施策に反映させます。
- ③ 若者が新たなことに挑戦したり、自ら企画・運営する機会を設け、地域社会の一員としての主体性を育みます。

1 こども・子育て・教育

■2035（令和 17）年度に目指す姿

- みんなで子育てを支え、こどもや若者の成長に喜びを感じられるまち>>>>>>>>>>>>>>
●こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち>>>>

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	「自分のこども（未就学児）が、普段の生活や保育園等で、楽しく過ごしている」と思う市民の割合	94.6%	100.0%
2	安心できる場所が1つ以上あるこども（小・中学生）の割合	（9月下旬）	現況値を踏まえ設定
3	「子育てしやすいまちである」と感じている 18 歳以下のこどもを持つ市民の割合	73.9%	85.0%
4	子育てと仕事を両立できている 18 歳以下のこどもを持つ市民の割合	59.4%	70.0%
5	自分の将来について明るい希望を持っている市民（18 歳～29 歳）の割合	62.4%	75.0%

■主な関連計画

- （仮称）こども計画 ●子ども・子育て支援事業計画 ●保育園再編基本構想
●教育振興基本計画

■ 施策主管課室

こども課

■主な関係課室

- まちづくり支援課 ●人権・市民生活課 ●産業振興課 ●障害福祉課
 ●子育て応援室 ●教育総務課 ●学校教育課 ●生涯学習課

>>>> ●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
>>>> ●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

>>>> ●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
 >>>> ●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

〔2〕地域とともにある学校づくり

■主な課題

- ① こどものよりよい成長を支えるため、学校と地域が連携・協働し、地域全体でこどもを育てる体制の構築が必要です。
- ② 生徒の成長につながる学校部活動を持続するため、地域での活動を展開し、生徒がスポーツ・文化芸術に触れる機会を確保する必要があります。

■主な取組

- ① 学校運営協議会と地域学校協働本部の活動を一体的に推進し、こどもの成長を支えていきます。
 - ・ 学校と地域が連携した「ふるさと学習」の取組を通じて、地域に愛着と誇りをもち、本市のよさを自分の言葉で語ることができるこどもを育てていきます。
- ② 学校と地域が連携し、地域のさまざまな主体と協働することで、生徒が希望するスポーツや文化芸術活動を選択し、継続して活動できる環境の整備を進めます。

〔3〕安全・安心な教育環境の充実

■主な課題

- ① 児童生徒が安心して楽しく通える魅力的な学校づくりを進めるとともに、複雑化・多様化するニーズに応じた支援や居場所の整備を行い、その居場所と児童生徒とのつながりを保障していく必要があります。
- ② 障がいのある児童生徒や外国籍の児童生徒など、多様な教育的ニーズのある児童生徒を尊重した学びの環境を整える必要があります。
- ③ 学校施設については、安全・安心な教育環境を確保するため、校舎等の長寿命化計画を見直すなど、老朽化や不具合への速やかな対応に取り組む必要があります。

■主な取組

- ① 不登校の児童生徒がそれぞれの状況に応じた学びの場につながるよう、校内外の居場所づくりを進めます。
 - ・ 学校だけでは対応が困難な様々な問題に組織的に対応するため、地域や警察、医療機関、福祉関係機関等との連携を進めます。
 - ・ 学校全体で安心・安全な学校風土を醸成することで、いじめや不登校の未然防止を図るとともに、児童生徒間のトラブルやいじめ、不登校等への早期発見・早期対応の取組を推進します。
- ② 障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援や指導体制の充実を図るとともに、教職員全体がすべての児童生徒が安心して学べるという視点をもって支援できる体制を整えます。
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒をはじめ、多様なニーズをもつ児童生徒一人ひとりの能力や可能性を伸ばすため、多様な学びの場の提供と支援の充実を図ります。
- ③ 学校施設の状況を把握し、老朽化対策等を着実に実施します。
 - ・ 学校活動中の熱中症リスクの軽減及び避難所としての快適性を確保するため、屋内運動場への空調整備に取り組みます。

1 こども・子育て・教育

■2035（令和17）年度に目指す姿

- みんなで子育てを支え、こどもや若者の成長に喜びを感じられるまち>>>>>>>>>>>>>>>>
●こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち>>>>

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	課題の解決に向けて自分で考え自分で取り組む児童生徒の割合	小：85.6% 中：81.0%	小：88.0% 中：83.5%
2	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小：84.9% 中：77.7%	小：87.5% 中：80.5%
3	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小：89.2% 中：83.7%	小：91.0% 中：86.5%

■主な関連計画

- 教育大綱 ●教育振興基本計画 ●（仮称）こども計画 ●子ども・子育て支援事業計画

■ 施策主管課室

学校教育課

■主な関係課室

- 教育総務課 ●生涯学習課

>>>> ●こども・若者が幸せに育っています。●保護者が子育てに伴う喜びを感じています。
>>>> ●こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

2 健康・福祉

2035（令和 17）年度に目指す姿

つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち

- 個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
- 市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

施策方針

2 - 1

つながりで支える地域福祉

施策方針

2 - 2

障がい者（児）福祉の充実

施策方針

2 - 3

高齢者福祉・介護サービスの充実

施策方針

2 - 4

健康づくりの推進

基本事業〔1〕	必要な支援にアクセスできる仕組みの構築
---------	---------------------

基本事業〔2〕	地域のつながりと相談支援を一体的に進める仕組みの構築
---------	----------------------------

基本事業〔1〕	障がい者（児）福祉の充実や体制の整備
---------	--------------------

基本事業〔2〕	障がいのある人に対する知識・相互理解の醸成
---------	-----------------------

基本事業〔1〕	地域包括ケアシステムの深化・推進、介護サービスの 安定的な供給
---------	------------------------------------

基本事業〔2〕	介護予防・健康づくりの推進
---------	---------------

基本事業〔3〕	認知症施策の推進
---------	----------

基本事業〔1〕	市民が取り組む健康づくりの支援
---------	-----------------

基本事業〔2〕	病気の予防・早期発見
---------	------------

基本事業〔3〕	安心して医療機関を受診できる環境づくり
---------	---------------------

[illegible]

2-1 つながりで支える地域福祉



〔基本事業 〔1〕 〔2〕〕

- ① 生活支援コーディネーターや、はつかいちひきこもり支援ステーション「はつステ」と連携し、継続的な小地域での見守り活動を推進し、孤独・孤立の予防に努めます。
- ② 専門職や関係機関、地域とのつながりを活かし、潜在的な支援ニーズを抱える人を発見して支援します。
- ③ 社会資源情報を検索できる「はつかいちつながるネット（はつネット）」の周知と活用促進を図ります。

- ① 介護予防・生活支援員、市民後見人など、地域福祉の担い手の養成・育成に、福祉以外の分野とも連携して取り組みます。
- ② 多機関と連携・協働するための会議（相談支援ネットワーク会議）を開催し、地域課題の解決に向けて分野横断的に取り組みます。
- ③ チームによる支援を可能にするため、情報共有や役割分担などを目的とした会議（支援会議、重層的支援会議）を実施します。
- ④ 担当保健師等が分野を問わず相談を受け止め、必要に応じて相談支援機関や関係部署へつなぐ「支援の入り口」としての役割を担います。
- ⑤ 生活困窮者の支援窓口である「はつかいち生活支援センター」を中心に、暮らしの支援、就労支援、社会参加のきっかけづくりに取り組みます。
- ⑥ 貧困家庭のこどもに対し、個々の状況に応じた学習支援や生活支援に取り組みます。

- > > > ●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値	目標値
		【2025(令和 7)年度】	【2030(令和 12)年度】
1	困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2%	60.0%

■主な関連計画

- 地域福祉計画（重層的支援体制整備事業実施計画）

■施策主管課室

健康福祉総務課

■主な関係課室

- 地域振興課
- まちづくり支援課
- 地域共生社会推進室
- 生活福祉課
- 障害福祉課
- こども課
- 子育て応援室
- 高齢介護課
- 住宅政策課

2 健康・福祉

■2035（令和17）年度に目指す姿

[illegible]

■ 施策方針

■関連 SDG s



2-2 障がい者（児）福祉の充実

施策の 目指す姿

- 障がいのある人がそれぞれの状況に応じた障害福祉サービスを受けながら、地域で自立して生活できている。
- 障がいのあるなしにかかわらず、互いに尊重し合える市民意識が醸成されている。

〔基本事業 〔1〕〕

〔基本事業 〔2〕〕

〔1〕 障がい者（児）福祉の充実や体制の整備

■ 主な課題

- ① 障がいのある人が必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの充実と周知を進める必要があります。
- ② 地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制を整備する必要があります。
- ③ 障がいのある人やその家族が安心して生活できるよう、計画相談支援事業所などの関係機関が連携し、相談支援体制を強化する必要があります。

■主な取組

- ① 障がいのある人が適切な福祉サービスを利用できるように、各種支援制度の充実を図ります。また、障がい福祉サービス便覧の配布や市ホームページへの掲載等により、福祉に関する情報の周知を図ります。
- ② 重層的支援体制整備事業等において、障がい福祉分野以外の関係機関や企業、地域組織等と連携し、地域全体で障がいのある人やその家庭を支える体制を整備します。
- ③ 障がい福祉相談センター「きらりあ」を基幹相談支援センターと位置づけ、地域の相談支援拠点として相談支援事業所等との連携を深め、相談支援体制の一層の強化を図ります。

〔2〕 障がいのある人に対する知識・相互理解の醸成

■ 主な課題

- ① すべての人が互いに尊重し、差別のない共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への理解を深める啓発活動に取り組む必要があります。

■主な取組

- ① 市広報紙やホームページ等を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるための周知を図るとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を定期的に開催するなど、理解促進に向けた啓発活動を行います。

- > > > ●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	地域生活支援システム緊急時受入等事業の登録者数	32 人 (R6 年度)	80 人
2	日常生活において差別や偏見、疎外感を感じたことがある 障がいのある人の割合	41.1% (R5 年度)	20.0%

■主な関連計画

- 地域福祉計画 ●障がい者計画 ●障がい福祉計画・障がい児福祉計画

■施策主管課室

障害福祉課

■主な関係課室

- 健康福祉総務課 ●地域共生社会推進室 ●こども課 ●子育て応援室
●高齢介護課

[illegible]

2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実



●高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる。

[基本事業 ① ② ③]

- ① 高齢者、障がい者、子育て家庭等の相談支援に関する既存の重層的支援体制整備事業を推進し、複雑かつ複合的な支援ニーズや制度の狭間にあるケースに対応できる包括的な支援体制を構築します。
- ・ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、医療・介護、その他の関係者の連携を推進します。
- ・ 地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を的確に把握し、施設やサービス種別の見直しなど既存サービスのあり方も含めて検討し、地域の実情に応じた介護サービス基盤を計画的に確保します。

- ① 健康寿命の延伸をめざし、生涯にわたる生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。
- ・ 疾病や重症化の予防を目的に、運動、口腔機能の向上、栄養状態の改善など、フレイル対策等の取組を推進します。
- ・ 市民や事業者など地域全体に対し、自立支援や介護予防、重度化防止に関する啓発を行います。
- ・ 仲間づくりやきっかけづくりの支援、地域で実施されている活動の情報提供等により、高齢者の社会参加を促進します。
- ・ 高齢者の技能や経験、地域活動や就労への意欲を、地域経済や支え合いの担い手としてつなぐ取組を行います。

- >>> ●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

〔3〕認知症施策の推進

■主な課題

- ① 認知症の人の増加が見込まれる中、健康や生活面での不安から社会参加や外出、交流の機会が減少する傾向があるため、認知症に関する正しい知識を普及し、地域全体で支え合える環境を整備する必要があります。

■主な取組

- ① 身近な場所で認知症に関する相談ができる体制を整えとともに、認知症の人の視点を踏まえて、地域における認知症への理解を深める取組を行います。
- ・ 認知症の人や軽度の認知機能の障害がある人を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるため、認知症専門医や民生委員・児童委員、家族など身近な人達と連携を図ります。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	自宅での生活を安心して継続することができる地域だと思う高齢者の割合	58.6% (R6 年度)	70.0%
2	65 歳以上の市民の要支援・要介護認定率	18.6%	21.0%
3	認知症に関する相談窓口を知っている高齢者の割合	31.6% (R6 年度)	42.0%

■主な関連計画

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（認知症施策推進計画）

■施策主管課室

高齢介護課

■主な関係課室

●地域共生社会推進室

[illegible]

17 パートナシップで
目標を達成しよう

〔基本事業 〔1〕 〔2〕 〔3〕〕

- ① 市民が生涯にわたり自ら健康管理を行えるよう、栄養バランスの良い食生活や減塩、適正体重の維持に関する啓発、ウォーキングやライフステージに応じた運動とその環境づくり、睡眠・休養・心の健康に関する啓発、禁煙支援や受動喫煙防止対策の推進、歯と口腔の健康づくりに関する啓発や定期的な歯科健診の受診促進などを行います。
- ② 後期高齢者を対象とした健康診査を行うとともに、保健・医療・介護のデータ分析を活用し、保健事業と介護予防を一体的に実施します。
- ③ 市民の健康づくりを支援する人材の育成や地域自治組織、企業・団体との連携による健康づくりを推進します。

- ① 生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及・啓発を行い、特定健康診査やがん検診の受診率向上を図ります。
- ② 広島県や佐伯地区医師会等の関係機関と連携し、感染症予防の啓発や予防接種を実施します。

- >>> ●個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
●市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

〔3〕安心して医療機関を受診できる環境づくり

■主な課題

- ① 医療資源の減少が見込まれることから、在宅療養を支えるための医療と介護の連携が必要です。
- ② 市民が安心して生活できる医療体制を維持するには、関連団体等と引き続き連携する必要があります。
- ③ 吉和地域及び宮島地域の特殊性を踏まえ、地域で重要な役割を担う吉和診療所の安定的な運営と、宮島地域の医療機関との連携を進める必要があります。
- ④ 誰もが安心して医療を受けられるよう、公的医療保険制度の安定的な運営が必要です。

■主な取組

- ① 地域でかかりつけ医機能を確保するため、広島県と連携して具体的な方策を検討・実施します。
- ② 広島県、大竹市、佐伯地区医師会及び広島西二次保健医療圏の医療機関と連携し、医療体制の維持に必要な支援を行います。
- ③ 吉和診療所の医師・医療スタッフの確保、運営及び施設管理を行います。
 - ・ 宮島地域における医療の確保及び施設管理を行います。
- ④ 被保険者が安心して健康な生活が送れるよう制度の安定を図り、医療の高度化や高齢化による医療費の増大に対応するため、各種保健事業や医療費の適正化等を実施します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値	目標値
		【2025(令和 7)年度】	【2030(令和 12)年度】
1	市民が健康のために取り組んでいる生活習慣の項目数	5.4 項目 (14 項目中)	6.0 項目 (14 項目中)
2	がん検診を受けている市民の割合(40～69 歳・大腸がん検診)	34.1% (R4 年度)	47.0%
3	かかりつけ医がいる市民の割合	63.1%	67.0%

■主な関連計画

- 健康増進計画「健康はつかいち 2 1」・食育推進計画
- 地域福祉計画（自殺対策計画）
- 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画
- 地域医療構想（ビジョン）

■施策主管課室

健康福祉総務課

■主な関係課室

●保険課 ●地域共生社会推進室

3 安全・安心

2035（令和 17）年度に目指す姿

誰もが安全に、安心して過ごせるまち

- 市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

施策方針

3 - 1

防災・減災対策の充実

施策方針

3 - 2

消防・救急体制の充実

施策方針

3 - 3

暮らしの安全の確保

基本事業〔1〕	市民の防災意識の醸成
---------	------------

基本事業〔2〕	地域の防災力向上
---------	----------

基本事業〔3〕	防災体制の整備・充実、地域強靱化計画に基づくまちづくり
---------	-----------------------------

基本事業〔1〕	市民の防火意識の醸成と災害対応力の向上
---------	---------------------

基本事業〔2〕	救急体制の整備・充実
---------	------------

基本事業〔3〕	消防体制の整備・充実
---------	------------

基本事業〔1〕	交通安全等に関する意識の醸成や地域活動の充実
---------	------------------------

基本事業〔2〕	安心して通行できる道路環境の整備
---------	------------------

基本事業〔3〕	防犯等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実
---------	------------------------

基本事業〔4〕	消費者被害に対する啓発の推進や相談体制の充実
---------	------------------------

[illegible]

3-1 防災・減災対策の充実



〔基本事業 〔3〕〕

① 防災情報の収集手段やハザードマップ^①の活用方法、避難経路の確認、備蓄品の準備などについて、周知・啓発を行います。

- ① 自主防災組織の活動や防災資機材の整備等を支援するとともに、幅広い年齢層の参加を促す訓練内容の検討や実施に向けた支援を行います。
- ② 緊急情報の伝達手段の多重化やハザードマップの周知、多言語対応等の取組を推進します。
- ③ 避難行動要支援者名簿を作成し、市と避難支援等関係者が連携して、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画を作成し、計画に基づく避難訓練等を実施します。

- ① 広島県と市町が連携し、合同で防災人材の育成・確保を目的とした研修や訓練等を実施します。
- ② 本市の防災情報伝達システムの整備方針を検討し、必要な整備を進めます。
- ③ 民間事業者や関係機関との間で、災害時に有効な協定の締結を進めます。

>>> ●市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

■主な課題

- ④ 避難生活の環境を良好に保つため、避難所の設備や必要な物資等の整備・充実が必要です。
- ⑤ 市民の生命・財産を守るため、地域強靱化計画に基づく強靱なまちづくりを進める必要があります。

■主な取組

- ④ 避難所の設備や、必要な物資等の整備を引き続き進めます。
- ⑤ 台風・豪雨等による土砂災害や水害、地震や津波に備え、河川・砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、海岸保全施設等の整備促進、上下水道施設の耐震化、防災拠点の機能強化、無電柱化など、事前防災・減災に資する基盤整備を推進します。
 - ・ 宅地の安全性を確保するため、適正な宅地造成等の促進や、大規模盛土造成地の耐震化を推進します。
 - ・ 耐震性能を満たしていない民間建築物等の耐震診断・耐震改修を促進するため、引き続き費用負担の支援を行います。
 - ・ 地籍調査を着実に進め、土地の境界や権利関係を明確にすることで、災害発生時の迅速な復旧・復興等につなげます。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	自分が住んでいる場所の災害リスクを確認したことがある市民の割合	72.3%	87.0%
2	家庭などで備蓄している市民の割合	37.4%	51.8%
3	防災訓練などを実施している自主防災組織等の団体数	25 団体 (89.3%)	28 団体 (100.0%)
4	地震・風水害などの対策がされていると思う市民の割合	52.8%	70.3%

■主な関連計画

●地域防災計画

●地域強靱化計画

●耐震改修促進計画

■施策主管課室

危機管理課

■主な関係課室

●総務課 ●健康福祉総務課 ●建設総務課 ●宮島口みなとまちづくり推進課
 ●施設整備課 ●維持管理課 ●下水道建設課 ●都市計画課 ●建築指導課
 ●住宅政策課 ●消防本部総務課 ●消防本部予防課 ●消防本部警防課

[illegible]

3-2 消防・救急体制の充実



- 市民や事業者の防火意識が向上している。 [基本事業 (1)]
- 持続可能な救急体制が確立されている。 [基本事業 (2)]
- 消防職員・消防団員のあらゆる災害対応力が向上している。 [基本事業 (3)]

主な課題	主な取組
① 建物火災の大半を占める住宅火災による被害を減らすために、住宅の防火対策を促進する必要があります。 ② 事業所が従業員や来訪者の安全と事業継続を確保できるよう、防火対象物や危険物施設等の防火・防災管理体制の強化を啓発する必要があります。 ③ 火災発生時に市民が適切な行動をとり、自らが生命や財産を守れるよう啓発する必要があります。	① イベントや各種広報媒体を活用し、住宅防火対策の普及啓発を行います。特に、住宅火災での死亡リスクが高い高齢者世帯等を中心に、住宅用火災警報器の適切な設置・維持管理について啓発するとともに、設置支援策を検討します。 ② 防火対象物や危険物施設等に対し消防関係法令に基づく立入検査や指導を実施します。特に、法令違反は人命に直結するため、重点的に指導します。 ③ 幼児及び児童を対象にしたこども防火教育を推進し、自ら考え行動する力を育み、将来にわたる防火・防災意識の定着を図ります。 ・ 防火管理者等を中心とした事業所における消防訓練が実効性のあるものになるよう支援します。

課題	取組
■主な課題 ① 高齢化に伴い、救急出動件数のさらなる増加が見込まれるため、持続可能な救急体制の確保が必要です。 ② 救急隊員教育の充実や医療機関との連携強化が必要です。 ③ 大切な命を守るため、応急手当の普及啓発が必要です。	■主な取組 ① 救急隊の体制強化や救急車の適正利用に関する普及啓発を通じて、持続可能な救急体制の確保を図ります。 ・ 国や広島県と連携し、医療機関との受入調整に関する情報共有の DX を推進することで、救急業務の円滑化と効率化を図ります。 ② 救急救命士や救急隊員の教育を充実させるとともに、メディカルコントロール（医療機関との連携・助言体制）のもとで救急活動の検証とフィードバックを行い、活動の質を高めます。 ③ 応急手当の重要性を市民に広く周知し、関心を高める広報活動や、救命講習の受講環境の整備などにより、普及啓発を図ります。

>>>> ●市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

〔3〕消防体制の整備・充実

■主な課題

- ① 複雑・多様化する災害に対応するため、消防関連施設や消防車、災害現場で使用する資機材等の計画的な整備や維持管理が必要です。
- ② 消防職員や消防団員の災害対応力を高めるため、教育研修や訓練のさらなる充実が必要です。
- ③ すべての消防職員が性別や年齢に関係なく、現場で活躍し続けられる体制を確保する必要があります。
- ④ 地域防災のリーダーである消防団員数が年々減少していることから、さらなる入団促進と持続可能な組織体制を構築する必要があります。

■主な取組

- ① 消防通信指令システムや消防車両、消防資機材、消防水利の計画的な維持管理及び更新を通じて、消防体制の強化を図ります。
 - ・地域の消防防災拠点である消防署、分署及び消防団車庫の適正配置を進めるとともに、庁舎の老朽化等に対応した更新や耐震対策を行います。
- ② 消防の任務遂行に必要な知識や技術を高め、災害時に的確な消防活動を行うための各種教育・訓練を実施します。
- ③ 女性消防職員の一層の活躍を推進するとともに、定年延長により60歳代の職員も現場で活動し続けられるよう、負担軽減や安全管理に配慮した装備等の検討・更新を進めます。
- ④ 地域の実情に応じた団員確保方策を検討するとともに、女性や若年層を含め幅広く市民への入団促進を図ります。また、消防団の充実・活性化に向けて、活動環境の整備や団員の負担軽減に取り組みます。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値	目標値
		【2025(令和7)年度】	【2030(令和12)年度】
1	住宅火災及び事業所での火災による死者数（年間）	0人 (R6年)	0人
2	市民等の目の前で倒れた心臓疾患による心肺停止傷病者が1か月後に生存している割合（5年間平均値）	9.2% (R6年)	11.7%
3	災害活動中の公務災害件数及び現場活動における重大な人為的ミス件数	0件	0件

■主な関連計画

●消防計画 ●消防庁舎再編整備基本構想 ●人材育成計画（消防職員編）

■施策主管課室

消防本部総務課

■主な関係課室

●消防本部予防課 ●消防本部警防課

[illegible]

3-3 暮らしの安全の確保



- 市民の交通安全意識が向上している。
- 市民が歩道を安心して通行できる。
- 市民の防犯意識が向上している。
- 市民が消費者被害・トラブルに遭わないよう日常的に意識・行動している。

〔基本事業 〔4〕〕

- ① 交通事故の発生を防止するには、地域の実情に応じた交通安全教育や啓発活動を行う必要があります。
- ② 高齢ドライバーによる交通事故が増加しているため、事故防止に向けた啓発や支援が必要です。
- ③ 自転車の安全な利用を促進するには、交通ルールやヘルメット着用の必要性について理解を深める取組が必要です。

- ① くらし安全指導員を中心に、交通安全協会等と連携して、地域の実情に応じた交通安全教室や啓発見守り活動を継続的に実施します。
- ② 高齢者を対象とした出前トークなどの啓発活動や、運転免許の自主返納を促す支援制度を継続するとともに、制度の周知を図ります。
- ③ 自転車用ヘルメットの着用率向上に向け、着用促進の取組に加え、小・中学校や高等学校などでの啓発活動を通じて、交通ルールやマナーの理解を促します。

- ① 高齢者やこども、障がいのある人などの交通弱者や、シニアカー・シルバーカーの利用者が増加しており、通行しやすい歩道の整備が必要です。
- ② 車両運転者の過失による事故（特に通学路での事故）が全国的に継続して発生しており、歩行者の安全を確保する必要があります。

- ① 既設歩道の段差解消や道路勾配の修正を行うとともに、自転車駐車場の適切な管理運営により、路上の放置自転車等を減らし、歩行環境の改善を図ります。
- ・ 通学路の安全確保を図るため、市道グランド線等の整備や各所の歩道整備を推進します。
- ② 歩行者の安全を確保するため、防護柵やカーブミラーなどを整備します。特に通学路では、地域の PTA や学校と連携し、こどもの目線に配慮した路面標示や転落防止柵などの安全対策を実施します。

>>>> ●市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

〔3〕防犯等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実

■主な課題

- ① こどもや女性、高齢者をはじめとする地域住民の安全・安心を守るため、防犯意識の向上や地域の防犯力の強化が必要です。
- ② スマートフォンやインターネットを利用したサービスの悪用により、特殊詐欺や住宅侵入などの犯罪が巧妙化・凶悪化しており、対策が必要です。

■主な取組

- ① くらし安全指導員による防犯教室や出前トークの実施、青色防犯パトロール車による巡回に加え、地域安全協議会など関係団体による啓発活動を支援します。
- ② 地域住民や団体が防犯に効果のある設備等を導入する際の補助制度を継続するとともに、地域・警察・関係団体と連携し、市民の主体的な防犯活動を支援します。

〔4〕消費者被害に対する啓発の推進や相談体制の充実

■主な課題

- ① 高齢化の進行により高齢者の消費者被害やトラブルが増加しており、成年年齢の引き下げに伴う若年層への消費者被害も懸念されるため、対応が必要です。
- ② 社会のデジタル化により、インターネット上の被害やトラブル、SNSをきっかけとした消費者被害が増加しているため、対応が必要です。
- ③ 災害時に便乗した悪質商法や不確かな情報の拡散が懸念されるため、注意喚起や啓発が必要です。

■主な取組

- ① 消費生活相談員による出前トークの実施や、年齢に応じた啓発活動を通じて、消費者トラブルの未然防止を図ります。
- ② 消費生活相談員による適切な助言や対応により、クーリングオフなどによる被害回復や未然防止に努めます。
- ③ 災害発生時には、安全・安心メールやSNS等を活用して注意喚起を行い、正確な情報の確認と冷静な対応を促します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和7)年度】	目標値 【2030(令和12)年度】
1	交通事故死者数（年間）	6人 (R6年)	3人以下
2	日頃利用している歩道を安心して歩行・通行できていると思う市民の割合	51.9%	57.0%
3	市内の犯罪認知件数（年間）	407件 (R6年)	346件以下
4	消費者被害・トラブルに遭わないよう日常的に意識・行動している市民の割合	90.8%	92.2%

■主な関連計画

●交通安全計画

■施策主管課室

人権・市民生活課

■主な関係課室

●施設整備課 ●維持管理課 ●生涯学習課

4 産業

2035（令和 17）年度に目指す姿

「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の 好循環により発展するまち

- 地域資源を活かした域内循環の促進などにより、地域経済の持続的発展を支えています。
- 観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

施策方針 4 - 1

商工業の振興

施策方針 4 - 2

観光の振興

施策方針 4 - 3

農林水産業の振興

基本事業〔1〕 市内事業者の経営基盤強化

基本事業〔2〕 新たな産業の創出

基本事業〔3〕 安心して働くことができる環境の整備

基本事業〔1〕 観光客の来訪・滞在と観光消費の拡大の促進

基本事業〔2〕 観光客の受入体制の整備

基本事業〔3〕 地域も満足できる観光の実現

基本事業〔1〕 農産物の販売促進と地産地消の推進

基本事業〔2〕 農業の生産性向上と担い手の確保

基本事業〔3〕 林業従事者の担い手確保と森林整備の促進

基本事業〔4〕 漁業の生産力向上

4 産業

■2035（令和17）年度に目指す姿

●「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち>>>>>>>>>>>>>>>>

■ 施策方針

■関連 SDG s



4-1 商工業の振興

施策の 目指す姿

- 事業者の経営が安定し、事業者間における地域内外との連携・交流が促進され、事業活動が活発化している。
- 働く人誰もが、多様な働き方を選択でき、安心して働きやすく・働き続けられている。

〔基本事業 〔1〕 〔2〕〕

〔基本事業 〔3〕〕

〔1〕 市内事業者の経営基盤強化

■ 主な課題

- ① 多様な経営課題に対応するため、事業者に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- ② 経営規模拡大に向けて、有効な事業用地の確保を支援する必要があります。
- ③ 本市の伝統的な産業の維持・発展に取り組む必要があります。
- ④ 市民や観光客等による地域内消費を活性化させる必要があります。

■主な取組

- ① 市内産業経済団体や労働局と連携し、事業者の生産性向上や人手不足の解消、経営相談や各種補助金情報の案内など、さまざまな課題に対応できる相談支援や体制の充実を図ります。
- ② 新機能都市開発事業や未来物流産業団地造成事業などの推進により、新たな事業用地を確保します。
- ③ 認知度の向上に取り組み、伝統産業の売上維持・向上と後継者の確保を進めます。
- ④ 市内各産業の連携や、市民・観光客への効果的な情報発信に取り組み、地域内での消費拡大を図ります。

〔2〕 新たな産業の創出

■ 主な課題

- ① 市内産業の活性化を図るため、新たな企業の誘致が必要です。
- ② 新たなビジネスの創出に向けて、新規事業の進出支援や創業支援、事業者間の連携促進が必要です。

■主な取組

- ① 新機能都市開発事業や未来物流産業団地造成事業などの推進に加え、広島港港湾計画に基づく水面貯木場を活用した事業の促進により、新たな産業用地を確保します。また、広島県と連携し、オフィス系企業の誘致を推進します。
- ② 市内産業経済団体や金融機関と連携し、創業塾の開催などを通じて創業者を支援します。また、市内事業者間の連携を促進し、市内経済の循環や新たな事業の構築を支援します。

- >>>> ●地域資源を活かした域内循環の促進などにより、地域経済の持続的発展を支えています。
- 観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

〔3〕安心して働くことができる環境の整備

■主な課題

- ① 誰もが安心して、働き続けられる環境の整備が必要です。

■主な取組

- ① 経営層に対し、若者、女性、子育て世帯、シニア、障がい者、外国人など、多様な人材を尊重する経営スタイルの浸透を図り、誰もが働きやすい環境を整備します。
- ・男性の育児休業取得率の向上等に取り組み、ジェンダーギャップの解消を進めることで、誰もが育児に関わりながら安心して働ける環境を整えます。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値	目標値
		【2025(令和7)年度】	【2030(令和12)年度】
1	廿日市市景況調査における市内全産業合計の業況D I（四半期）が県内業況を上回っている割合	3 半期/ 4 半期 (R6 年)	4 半期/ 4 半期
2	自分が希望する働き方を実現できている市民の割合	37.7%	50%

■主な関連計画

●産業振興ビジョン

■施策主管課室

産業振興課

■主な関係課室

●国際交流・多文化共生室 ●人権・市民生活課 ●観光課 ●農林水産課
●こども課 ●建設総務課 ●都市活力デザイン課

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●「はつかいらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち>>>>>>>>>>>>>>>

4-2 観光の振興



〔基本事業 〔1〕〕
〔基本事業 〔2〕〕
〔基本事業 〔3〕〕

- ① 観光資源の魅力を深掘りした体験プログラムや、食の魅力向上を図るとともに、観光 DMP を活用したマーケティングや、ターゲット別に滞在を促すブランディング戦略を策定します。
- ② 早朝や夜間を中心とした「滞在体験」の提供や、観光客のニーズに合った宿泊施設の確保など、地域の事業者等と連携した取組を進めます。
- ③ 宿泊施設や観光施設などの受入環境や体験プログラムなどの多言語化・高付加価値化を推進します。
- ④ 平日や閑散期の誘客やリピーターの獲得に向けて、教育旅行の誘致強化やキャンペーンイベントの実施を行うとともに、飲食・宿泊施設などにおける安定的な雇用と質の高いサービスの提供体制の確保に取り組みます。
- ⑤ 関係団体や事業者等と連携し、地域の観光資源を活かしたコンテンツの造成・磨き上げ、市域を越えた広域エリアでの受け入れ、テーマやストーリー性のある周遊ルート・コンテンツ開発などの促進支援を行うほか、ターゲットに応じた戦略的なプロモーションを展開します。

- >>>> ●地域資源を活かした域内循環の促進などにより、地域経済の持続的発展を支えています。
- 観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

〔2〕観光客の受入体制の整備

■主な課題

- ① 誰もが安心して、快適に観光を楽しめるよう、受入環境の整備やユニバーサルツーリズムの推進が必要です。
- ② 観光客の利便性や観光産業の生産性を向上させるため、デジタル技術の活用が必要です。
- ③ 観光客の安全を確保するため、防災対策が必要です。

■主な取組

- ① 増加する宮島への観光客に対応するため、宮島栈橋及び旅客ターミナルや宮島口地区周辺の整備、ごみ箱・トイレなどおもてなし施設や観光案内の充実、無電柱化等に取り組みます。
 - ・ 観光施設等の適切な維持管理やバリアフリー化の推進に加え、多様な観光客のニーズに合った観光コンテンツや旅行プランの提供、また、季節・時間・場所を考慮した分散型観光を推進します。
 - ・ パークアンドライドや駐車場の満空情報の発信等による国道2号の渋滞対策など、受入環境の整備を進めます。
 - ・ 地域住民や事業者等と協力・連携したおもてなし、ホスピタリティの向上を図ります。
- ② 観光データの収集・可視化、観光客の行動やニーズ分析、リアルタイムで効果的な観光情報の発信、また、業務の効率的な管理運営などに、生成AI等のデジタル技術を活用した取組を推進します。
- ③ 宿泊施設や交通事業者、関係機関等と連携し、災害時の避難誘導や受入体制の整備・強化を進めます。

〔3〕地域も満足できる観光の実現

■主な課題

- ① 市民の観光への理解を深め、満足度を高めるためには、観光地の自然環境、歴史文化、住民の生活を守りつつ、持続可能な形で観光資源を活用していく必要があります。
- ② 宮島を持続可能な観光地として発展させるためには、オーバーツーリズムの未然防止や抑制に取り組む必要があります。
- ③ 観光客の理解と協力を得られる観光地を目指すためには、レスポンスブルツーリズム（責任ある観光）の推進が必要です。

■主な取組

- ① 再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入など、環境に配慮した施設・設備の整備、自然環境や地域文化の体験プログラムの開発、地域住民や事業者との連携による事業実施、さらに、観光の現状や市の観光振興施策・取組等に関する情報の共有や対話を行います。
- ② ごみやトイレ、観光スポットなどの繁忙期等の対応、混雑緩和・分散化の促進、観光マナーの啓発、島内の地域交通の確保など、受入環境の整備を進めます。
- ③ 観光客に対して、地域の自然・文化・歴史や観光マナーに関する情報などを周知することで、一人ひとりが地域の環境や文化に配慮し、地域住民の生活を尊重した行動をとるよう促します。

4 産業

■2035（令和17）年度に目指す姿

●「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち>>>>>>>>>>>>>>>>

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	観光客数	831 万人	1,300 万人
2	観光消費額	367 億円	580 億円
3	観光客の満足度（10 段階）	8.2 ポイント	8.5 ポイント
4	観光客の増加や観光に関する取組により、地域への愛着や誇りが高まっている市民の割合	11.5%	20.0%

■主な関連計画

- 観光振興基本計画 ●産業振興ビジョン ●宮島まちづくり基本構想
●宮島包ヶ浦自然公園利活用方針

■施策主管課室

観光課

■主な関係課室

- 宮島企画調整課 ●産業振興課 ●包ヶ浦自然公園利活用推進室
●宮島水族館企画室 ●農林水産課 ●建設総務課
●宮島口みなとまちづくり推進課

- > > > ●地域資源を活かした域内循環の促進などにより、地域経済の持続的発展を支えています。
- 観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済の好循環により発展するまち>>>>>>>>>>>>>>>

4-3 農林水産業の振興



- 生産性向上と販路拡大、担い手の育成が進み、農業生産が維持できている。[基本事業（１）（２）]
- 森林の整備面積が増加し、森林の適切な管理ができています。[基本事業（３）]
- 漁業経営が安定し、漁業生産が維持できている。[基本事業（４）]

- ① 立地を活かした販売力を強化するため、供給体制の充実と販路拡大が必要です。
- ② 農業や農村資源を活用した交流促進を通じて、農産物の地産地消を進める必要があります。

- ① 各地域の立地条件に応じた産直市場などの供給体制の充実を行うとともに、市内産農産物の学校給食への供給、特徴ある農産物のブランド化、市内飲食店や宿泊施設等への食材提供など、販路拡大に取り組みます。
- ② 市民農園の整備促進や食に関する学びの場の提供、販路拡大による農産物の認知度・愛着度を高める取組を通じて、生産意欲の向上と消費拡大を図ります。

- ① 特徴ある農産物の生産拡大に向けて、技術や経営力の向上に対する支援が必要です。
- ② 新規就農者や認定農業者などの育成・確保に向けた取組や、担い手への農地の集積が必要です。
- ③ 農業生産の基盤を確保するため、農地や農業用施設の維持・保全が必要です。

- ① 農業指導員による経営・技術指導に加え、スマート農業技術の導入を推進します。
- ② 新規就農希望者への相談対応や、認定農業者に対する経営拡大・計画改善への支援を充実させます。
 - ・ 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めます。
- ③ 集落単位での荒廃農地の発生防止等に向けた取組や、有害鳥獣被害への効果的な支援、農業用施設の維持・改修を行います。

- >>>> ●地域資源を活かした域内循環の促進などにより、地域経済の持続的発展を支えています。
- 観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形で調和した、持続可能な観光地となっています。

〔3〕 林業従事者の担い手確保と森林整備の促進

■主な課題	■主な取組
① 森林経営管理制度に基づく取組等の推進により、「伐って、使って、植える」という森林の循環利用を促進していくことが必要です。	① 経営管理権集積計画策定に取り組み、市有林だけではなく民間所有の山林も含めて、森林の多面的機能が持続されるよう、森林資源の循環利用（間伐、市産材活用、再造林等）や林道の整備・維持補修を通じて、適切な森林管理を図ります。
② 林業の担い手が不足しているため、後継者の育成や新規就業への支援が必要です。	② 林業の担い手確保に向け、研修制度の充実や資格取得に必要な支援等を行います。
③ 森林整備に要するコストが増加しているため、効率的な施業方法の導入や支援が必要です。	③ 効果的な森林整備に向けて、ICTの活用や林業機械の導入支援を行います。

〔4〕 漁業の生産力向上

■主な課題	■主な取組
① 漁業経営を安定させるため、事故や災害、不漁に備えた支援が必要です。	① 漁船保険や漁業共済への加入を促進するとともに、水産物の消費拡大などに取り組みます。
② 漁場環境の変化に対応するため、資源管理や環境改善の取組が必要です。	② 水産資源の維持・増大を図るため、種苗放流や漁場整備、漁場環境改善に取り組みます。
③ 漁業の生産基盤を確保するため、漁港施設の計画的な整備や改修が必要です。	③ 漁港施設の適切な管理のため、機能保全に向けた計画の策定や調査、改修工事等を実施します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和7)年度】	目標値 【2030(令和12)年度】
1	市内の農林水産物を意識して購入している市民の割合	26.6%	37.0%
2	産直市への出荷者数	566人	600人
3	認定新規就農者数	6人	10人
4	森林整備面積	346ha (R6年度)	446ha
5	漁業生産額	33億円 (R5年度)	33億円

■主な関連計画

- 農業振興ビジョン ●林業振興ビジョン ●産業振興ビジョン

■施策主管課室

農林水産課

■主な関係課室

- 産業振興課 ●施設整備課 ●維持管理課

5 生涯学習・スポーツ・文化

2035（令和 17）年度に目指す姿

生涯にわたって自分らしく心豊かに 暮らせるまち

- 学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。

歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち

- 市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

施策方針

5 - 1

生涯学習の推進

施策方針

5 - 2

スポーツ・文化芸術の振興

施策方針

5 - 3

歴史や伝統文化の継承

基本事業〔1〕	学びの環境の充実
---------	----------

基本事業〔2〕	地域を支える人づくり・つながりづくりの推進
---------	-----------------------

基本事業〔1〕	スポーツに親しむことができる環境づくり
---------	---------------------

基本事業〔2〕	スポーツの振興と人材の育成
---------	---------------

基本事業〔3〕	文化芸術に親しむことができる環境づくり
---------	---------------------

基本事業〔4〕	文化芸術の振興・活用
---------	------------

基本事業〔1〕	文化財の現況把握と適切な保存・活用
---------	-------------------

基本事業〔2〕	宮島の歴史や文化、価値の継承
---------	----------------

■2035（令和 17）年度に目指す姿

- ## ■ 施策方針

4 質の高い教育を
みんなに



施策の 目指す姿

- ## 〔1〕 学びの環境の充実

- ① 人生 100 年時代や共生社会実現の観点から、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学び、新たなことにチャレンジできる環境や機会の充実に取り組む必要があります。
- ② 社会教育施設を活用し、気軽に立ち寄れる居場所や、市民がともに学ぶ場・活動する場をつくる必要があります。
- ③ 個人の多様なニーズに応じて、学びや活動に関する情報を届ける仕組みが必要です。

- ① 様々な分野の学習講座や体験活動等の開催を通じて、多様な対象者やニーズに応じた学びへの意欲を高める機会を提供するとともに、市民が主体的に参画・提案できる環境を整えます。
- ② 市民センターや図書館が、誰もが気軽に立ち寄れる居場所や学びのきっかけづくりの場となるよう、機能の充実を図ります。
- ③ 各種講座、研修会、活動者・団体などの学びや活動に関する情報を、必要とする人がタイムリーに取得できるよう、効果的な情報発信を行います。

- ① 高齢化等の社会情勢の変化に伴い、地域活動の担い手不足や後継者不足が生じているため、学んだ成果や経験を地域で活かしたり、新たなチャレンジを地域課題の解決につなげたりする仕組みが必要です。
- ・ 人間関係の希薄化が進む中、地域での学びを通じて、人と人のつながりや関わりを作り出す必要があります。
- ② 地域課題が複雑化・複合化する中で、防災や福祉など多くの分野において、学習活動を通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりが必要です。
- ③ 生涯学習とまちづくりの拠点である市民センターが、地域の学びと実践のプラットフォームとして機能することが必要です。

- ① 学んだ成果や新たなチャレンジが、地域の課題解決やウェルビーイングの実現につながるよう、学びや交流の場をつくります。
 - ・ 地域課題の解決につながる様々なテーマでの学習や活動が活発となるよう、市民活動団体等に対して学びや活動に関する相談・支援を行います。
- ② 地域づくりにつながる学習活動をコーディネートする社会教育人材を育成するとともに、社会教育士等の情報交換や学び合いの場を提供します。
- ③ 市民センターにおいて、市民の学びとまちづくり活動を促進するため、学び合いやつながりの機会と場を提供します。

- >>>> ●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
- >>>> ●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	学びたいことを学べる機会がある市民の割合	22.5%	27.0%
2	やりたいことに挑戦できる機会がある市民の割合	13.0%	17.0%
3	学んだことを地域や社会に生かした市民の割合	8.1%	11.0%

■主な関連計画

- 教育振興基本計画 ●（仮称）生涯学習ビジョン ●（仮称）市民センター基本方針
●図書館基本計画

■施策主管課室

生涯学習課

■主な関係課室

●まちづくり支援課 ●はつかいち市民図書館

[illegible]

5-2 スポーツ・文化芸術の振興



〔基本事業 〔1〕〕
〔基本事業 〔2〕〕
〔基本事業 〔3〕 〔4〕〕

■主な課題	■主な取組
① 障がいのある人や子育て世代など、スポーツにアクセスしづらい人への支援が必要です。	① 関係団体等と継続的に連携し、障がい者専用の施設利用や障がい者スポーツ研修会等を実施することで、スポーツにアクセスしづらい人が日常的に体を動かす機会の向上につなげます。
② こどもの運動やスポーツへの関心が低下し、運動する機会が減少しているため、環境の整備が必要です。	② 幼少期からスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに取り組むとともに、誰もが気軽に運動できるよう、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

■主な課題	■主な取組
① スポーツの魅力を知ってもらい、関心を高めってもらうため、スポーツに触れる機会を増やす取組が必要です。 ② スポーツを支える人の高齢化や固定化など、人材不足が進行しているため、新たな指導者の育成が必要です。 ③ 多様なスポーツ資源を地域活性化につなげるため、各地域にある潜在的なスポーツ資源の掘り起こしと活用促進が必要です。	① 多様なプロスポーツやトップアスリートと触れ合い、交流できる機会を創出します。 ② スポーツに関わる人材の養成や確保に向けて、競技団体との連携を深めるとともに、スポーツイベントでボランティアを広く募集するなど、スポーツを支える人材の裾野拡大を推進します。 ③ 様々なステークホルダーと連携し、スポーツと地域資源を組み合わせた取組をともに推進することで、市民がスポーツに関われる場や機会を創出します。

- >>>> ●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
- >>>> ●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

〔3〕文化芸術に親しむことができる環境づくり

■主な課題

- ① 誰もが、鑑賞、創作、発表等の活動に気軽に参加できる環境づくりに取り組む必要があります。
- ② 生活様式の変化などにより、文化芸術を直接鑑賞する機会が減少しているため、多様なライフスタイルや価値観に対応した文化芸術の振興に取り組む必要があります。
- ③ こどもが鑑賞や創作を体験する機会の減少や体験格差の拡大等に対応するため、幼少期から文化芸術体験の機会を充実させる必要があります。

■主な取組

- ① 市民センターなどの身近な施設で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。また、文化芸術活動の拠点であるはつかいち文化ホールの改修を行い、質の高い文化活動の場を提供します。
- ② 演奏会や展示作品のアーカイブ配信など、デジタル技術や SNS を活用した鑑賞機会の提供により、文化芸術に触れるきっかけづくりを行います。
- ③ 小中学校における音楽、美術、伝統芸能などの出前授業や、親子で気軽に参加できる場の提供などを通じて、こどもの頃からの体験機会の充実を図ります。

〔4〕文化芸術の振興・活用

■主な課題

- ① 市民、芸術家、文化団体、教育機関、事業者、行政等の各主体が連携・協力して文化芸術の振興に取り組む必要があります。
- ② 豊かな自然や多彩な資源を有する本市において、文化芸術を活かした観光、まちづくり、国際交流等を推進するため、各分野と連携していくことが求められています。

■主な取組

- ① 市民、芸術家、文化団体、教育機関、事業者等の各主体が連携・協力して文化芸術活動が実施できるよう必要な支援を行います。
- ② 今後の文化芸術の方向性を示す指針を定め、本市の特色を生かした文化芸術施策を組織横断的に推進します。

5 生涯学習・スポーツ・文化

■2035（令和 17）年度に目指す姿

[illegible][illegible]

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	週 1 回以上スポーツや運動を行っている市民の割合	48.0%	65.0%
2	運動・スポーツをささえる活動を行っている市民の割合	13.8%	20.0%
3	日頃から文化芸術活動に親しむ市民の割合（鑑賞した人）	63.7%	66.0%
4	日頃から文化芸術活動に親しむ市民の割合（自ら創作、発表、運営した人）	22.6%	30.0%
5	地域の文化的な環境に満足した市民の割合	22.6%	30.0%

■主な関連計画

●教育振興基本計画

●スポーツ推進計画

●（仮称）生涯学習ビジョン

■ 施策主管課室

■主な関係課室

スポーツ推進課

●生涯學習課

- >>> ●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
- >>> ●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

[illegible]

〔基本事業 〔1〕〕
〔基本事業 〔2〕〕

- ① 指定文化財の現況調査を継続的に実施し、適切な保存と活用を図ります。
- ② 未指定文化財の調査を進め、次世代に継承すべき文化財を把握するとともに、必要に応じて新たな指定や登録に向けた調査を行います。
- ③ 関連文化財群や文化財保存区域を設定し、地域で伝承される民俗芸能を含め、一体的な保存・活用を通じて観光振興や地域振興につなげます。
- ④ 既知の埋蔵文化財の整理を進め、価値付けの可能なものについては、重要文化財や史跡指定に向けた調査を行い、展示・公開を推進します。
- ⑤ 歴史民俗資料館等の施設で文化財を適切に保存するとともに、収蔵・展示機能の再編を検討し、適切な保存や効果的な収集・公開を推進します。

- ① 伝統的建造物の保存・修理に関する補助制度を周知し、外観が現代的に改修された伝統的建造物等の所有者に対して修理・修景工事の実施を促します。
- ② 修理工事に必要な痕跡調査や設計等のノウハウ、施工に関する伝統的技術の継承に向け、大学や伝統的建造物に関わる地元団体と連携し、研究や取組を推進します。
- ③ 宮島の伝統的な町並みが色濃く残る町家通りに、宮島町家の特徴的な内部空間を体感できる公開施設を整備し、市民や来島者が理解を深める場を提供します。また、地元団体の活動等を通じて、伝統的な町並みの周知・普及を推進します。

- >>>> ●学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。
- >>>> ●市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

■主な課題

- ④ 急激な人口減少などにより、宮島の普遍的な価値や暮らしの中に信仰が息づく生活文化を次世代に引き継ぐことが難しくなっているため、宮島に関わるすべての人が一体となって継承に取り組む必要があります。
- ⑤ 宮島の歴史や伝統文化の魅力を広く発信するため、新たな拠点の整備が必要です。

■主な取組

- ④ 宮島の文化や歴史といった生活文化を守り伝えるため、宮島に暮らす人、働く人、思いをはせる人、訪れる人など様々な主体とまちづくりへの理解を深め、継承に向けた取組をともに検討します。
- ・有識者等で構成する編さん委員会等を組織し、大学やその他関係機関と連携協力して資料の調査を進め、「宮島の歴史」を編さんします。
- ⑤ 宮島の歴史文化や伝統産業を一体的に展示し、体験できる拠点施設の整備に向けて検討を進めます。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	新たに指定・登録された文化財の数	—	10 件
2	修理が行われた伝統的建造物の割合	13.9%	25.0%
3	伝建地区を認知している市民の割合	40.6%	50.0%

■主な関連計画

- 教育振興基本計画 ●文化財保存活用地域計画 ●宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画
●宮島まちづくり基本構想

■施策主管課室

文化財課

■主な関係課室

●宮島企画調整課 ●宮島の歴史編さん準備室

6 都市基盤

2035（令和 17）年度に目指す姿

都市機能が充実し、安全・安心で快適に暮らせるまち

- 生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

施策方針

6 - 1

拠点性を高め愛着を感じるまちづくりの推進

施策方針

6 - 2

地域公共交通ネットワークの構築

施策方針

6 - 3

住環境の保全・整備

施策方針

6 - 4

道路ネットワークの構築

施策方針

6 - 5

上下水道の整備

基本事業〔1〕	各拠点の特性を活かした活力の創出
---------	------------------

基本事業〔2〕	各拠点に応じた愛着を感じる景観形成
---------	-------------------

基本事業〔1〕	利便性の高い地域公共交通体系の整備
---------	-------------------

基本事業〔2〕	持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組の推進
---------	-------------------------

基本事業〔3〕	地域公共交通を共に支える取組の推進
---------	-------------------

基本事業〔1〕	空き家の適正管理の推進
---------	-------------

基本事業〔2〕	多様で良質な住まいの整備・流通
---------	-----------------

基本事業〔3〕	公園の整備・適正管理、活用の推進
---------	------------------

基本事業〔1〕	都市・地域間をスムーズに移動できる道路整備
---------	-----------------------

基本事業〔2〕	道路等の適正管理
---------	----------

基本事業〔1〕	浸水対策の推進
---------	---------

基本事業〔2〕	下水道施設の整備・適正管理
---------	---------------

基本事業〔3〕	水道施設の整備・適正管理、運営基盤の強化
---------	----------------------

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●都市機能が充実し、安全・安心で快適に暮らせるまち>>>>>>>>>>>>>>>>>>

6-1 拠点性を高め愛着を感じるまちづくりの推進



〔基本事業 〔1〕〕
〔基本事業 〔2〕〕

- ① ニーズに応じた都市計画制度の活用などを通じて、必要な都市サービス機能を一定の区域に集約した「集約型都市構造」への転換を図ります。
- ② 都市拠点（シビックコア地区）では、高次都市機能の集積・強化を図り、地域拠点（各支所周辺）とそれを補う地区拠点（駅等周辺）では、地域の実情に応じた商業・業務生活サービス機能の維持・誘導を図ります。
 - ・ 中山間地域の主要な集落にある小さな拠点では、地域の暮らしを支える生活利便機能の確保・維持を図ります。
- ③ 立地適正化計画に基づく届出制度や補助制度の活用、各種施策との連携などにより、各拠点の誘導施設の充足を図ります。

- ① 都市拠点（シビックコア地区）では、市民の憩いの場となる緑地や空地を確保し、緑のネットワークを形成することで、ゆとりのある都市景観を創出します。
- ② 観光交流拠点では、建築物や工作物の規制・誘導により、良好なまち並みと景観形成を重点的に推進します。
- ③ 各地域の特性に応じて、地区計画等の都市計画制度や景観制度等を活用したきめ細やかな誘導・規制により、良好な景観形成を図ります。

>>> ●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	各拠点に必要な誘導施設の充足率	86.7%	96.7%
2	居住地域における景観に愛着を感じている市民の割合	67.0%	72.0%

■主な関連計画

- 都市計画マスタープラン ●立地適正化計画 ●宮島口地区まちづくり整備計画
●シビックコア地区（国道2号以南）まちづくり基本計画 ●景観計画

■施策主管課室

都市計画課

■主な関係課室

- 宮島企画調整課 ●まちづくり支援課 ●中山間地域振興室 ●産業振興課
●健康福祉総務課 ●宮島口みなとまちづくり推進課 ●維持管理課
●交通政策課 ●都市再生推進室

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●都市機能が充実し、安全・安心で快適に暮らせるまち>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

6-2 地域公共交通ネットワークの構築



- 地域公共交通で円滑に目的地まで移動できる。 [基本事業 (1)]
- 持続可能な地域公共交通が確保・維持できている。 [基本事業 (2)]
- 地域等の多様な主体が共に地域公共交通の確保に取り組んでいる。 [基本事業 (3)]

- ① 拠点間や拠点と居住地を結ぶ、利便性の高い地域公共交通体系の整備が必要です。
- ② 地域内バス運賃の均一化や、地域間移動における運賃のあり方について検討が必要です。
- ③ 誰もが利用しやすい地域公共交通機関の整備が必要です。

- ① 効果的・効率的な運行サービスを提供するため、まちづくりの進捗状況を踏まえつつ、民間交通事業者等と共創し、利便性の高い公共交通体系を整備します。
- ② 利用しやすく、分かりやすい運賃体系とするため、市自主運行バスと民間バスの重複区間における運賃格差を解消し、地域内運賃を均一化します。また、地域間移動の運賃については、他の関連計画等を踏まえて検討します。
- ③ 誰もが便利に安心して利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。
 - ・ キャッシュレス決済システムによるシームレスな地域公共交通や、高齢者運賃割引の導入などを検討します。
 - ・ 宮島航路の早朝・夜間便の運航支援を継続します。

- ① 持続可能な地域公共交通を確保するため、市の財政負担を考慮した改善が必要です。
- ② 地域公共交通の利用者が快適に過ごせる待合環境の整備が必要です。
- ③ バス・タクシーの運転手不足に対応するため、担い手の育成・確保が必要です。
- ④ 地域公共交通の利用促進の強化が必要です。

- ① 地域公共交通の利用状況や収支状況等のデータに基づき、見直し基準を設定するなど、効率的かつ持続可能な運行へと改善します。
- ② バスの待ち時間中の身体的負担や不安感を軽減するため、周辺施設の立地状況や利用状況等を踏まえて、計画的に待合環境を整備します。
- ③ 地域公共交通の維持に向け、市自主運行バス運行事業者やタクシー事業者に対し、運転手の採用や育成に関する経費の一部を支援するなど、運転手の確保に取り組みます。
- ④ 市自主運行バスをはじめとする地域公共交通の利用促進のため、様々な媒体を活用した情報発信や、イベントでの「バスの乗り方教室」の開催など、広報活動を充実させます。

>>> ●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

〔3〕 地域公共交通を共に支える取組の推進

■主な課題

- ① 少子高齢化の進行により、利用者ニーズが変化する中、地域住民や民間事業者などと連携・共創する新たな取組が必要です。
- ② きめ細やかな地域公共交通の確保に向けた支援策の拡充が必要です。

■主な取組

- ① 地域団体や交通事業者等と連携・協力し、地域や地区の特性に応じた、きめ細やかな地域公共交通の確保に取り組みます。
- ② 主体的に地域公共交通の確保に取り組む地域団体に対し、相談対応や運行計画の策定支援、財政支援等を行います。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	地域公共交通で円滑に目的地まで移動できている市民の割合	70.0%	72.5%
2	市が財政支出している地域公共交通の年間利用者数	1,285,760 人 (R6 年度)	1,286,000 人
3	地域団体等が主体となって運行する取組数	2 (R6 年度)	3

■主な関連計画

- 地域公共交通計画
- 地域公共交通利便増進実施計画

■施策主管課室

交通政策課

■主な関係課室

- 地域振興課
- 中山間地域振興室
- 人権・市民生活課
- 障害福祉課
- 高齢介護課

6 都市基盤

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●都市機能が充実し、安全・安心で快適に暮らせるまち>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

■ 施策方針

■関連 SDG s



6-3 住環境の保全・整備

施策の 目指す姿

- 放置される空き家が減少している。
- 市民のニーズにあった多様で良質な住まいが整っている。
- 地域のニーズにあった公園が形成され、快適に使われている。

〔基本事業 〔1〕〕

〔基本事業 〔2〕〕

〔基本事業 〔3〕〕

〔1〕 空き家の適正管理の推進

■ 主な課題

- ① 空き家問題に対する意識を向上させる取組が必要です。
- ② 空き家の管理や処分方法について、所有者等に知識を普及し、対応を促す必要があります。
- ③ 老朽化した危険な空き家（特定空家など）を解消する必要があります。

■ 主な取組

- ① 空き家管理に関する情報提供等の広報活動や、空き家に関するセミナーの開催を通じて、意識啓発を行います。
- ② 適正に管理されていない空き家の所有者等に対して、空き家バンク制度や空家等対策協力事業者など、管理や処分に関する情報を提供し、対応を促します。
 - ・ 空き家等を活用した地域活動・交流拠点認定制度を通じて、空き家等の活用を支援します。
- ③ 流通が難しい老朽化した危険な空き家について、解体に対する財政支援を行います。

〔2〕多様で良質な住まいの整備・流通

■ 主な課題

- ① 子育て世帯から高齢者世帯まで、すべての世帯にとって暮らしやすい住まいの提供が必要です。
- ② 市営住宅については、住宅セーフティネット機能を維持するため、長期的な視点に立った市営住宅等ストックの再編・整備を計画的に進める必要があります。
- ③ 民間住宅については、空き家の流通促進や有効活用の取組が必要です。
- ④ 土地の地番による住所の表示は新たな住民や来訪者には分かりにくいいため、分かりやすい住所の表示が必要です。

■主な取組

- ① 子育て世帯や高齢者世帯などのニーズに応じた住まいが確保できるよう、居住支援に取り組みます。また、中山間地域への子育て世帯の定住を支援します。
- ② 市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や長寿命化、再配置を進めるとともに、ニーズの変化に応じた市営住宅の提供と活用を推進します。
- ③ 空き家バンク制度の利用促進を図るとともに、中山間地域等にある空き家の活用に対する財政支援を行います。
- ④ 市街化が進む地域の住居表示を推進し、生活利便性の向上を図るとともに、緊急時の迅速な対応につなげ、安心して暮らせる環境を整えます。

>>>> ●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

〔3〕公園の整備・適正管理、活用の推進

■主な課題

- ① 公園の日常管理を担う人材が減少・固定化しているため、管理負担の軽減や新たな担い手の確保など対策が必要です。
- ② 地域のニーズに応じた公園や施設の整備、また、施設や樹木の計画的な点検による事故防止が必要です。
- ③ 地域特性に応じた柔軟な公園利活用ルールを策定する必要があります。

■主な取組

- ① 地域で公園を持続的に維持管理できるよう、各公園の特性に応じた支援を行います。
- ② 公園が不足している地域においては、周辺状況を踏まえて適切に配置するとともに、既存公園については地域ニーズの高いトイレの洋式化を進めるほか、供用開始から年月が経過している公園を対象に、樹木の位置や樹形等を把握し、毎年の遊具点検や公園内のパトロールを実施します。
- ③ 公園ごとの利用状況等を把握し、地域と連携して公園の利活用ルールを策定します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	特定空家等を是正した件数	5 件	10 件
2	今の住宅での生活に満足している市民の割合	67.1%	72.0%
3	市内の公園が利用しやすいと思う市民の割合	43.2%	61.9%

■主な関連計画

●住生活基本計画 ●空家等対策計画 ●緑の基本計画 ●市営住宅等整備計画・長寿命化計画

■施策主管課室

住宅政策課

■主な関係課室

●地域振興課 ●中山間地域振興室 ●市民課 ●施設整備課 ●維持管理課
●都市計画課

■2035（令和 17）年度に目指す姿

●都市機能が充実し、安全・安心で快適に暮らせるまち>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

6-4 道路ネットワークの構築



〔基本事業 〔1〕〕
〔基本事業 〔2〕〕

- ① 国道2号の渋滞緩和や道路ネットワークの構築に資する、広島南道路や都市計画道路佐方線、廿日市環状線等の国・県道の整備を促進します。
- ・ 広島市との広域交通機能強化に重要な都市計画道路畑口寺田線、大竹市とのネットワーク強化に必要な市道鳴川3号線の整備を推進します。
- ・ 地域間を結ぶ虫道廿日市線を補完する林道玖島川末線の整備を推進します。
- ② 渋滞解消や日常生活の利便性向上に資する路線として、都市計画道路熊ヶ浦鯛ノ原線や市道赤崎3号線等の整備を推進します。
- ・ 大野地域のハブである「まるくる大野」へのアクセス向上に資する都市計画道路筏津郷線の整備を推進します。

- ① 道路や道路構造物を計画的に点検・修繕するとともに、定期的なパトロールや異常に関する情報を幅広く受け付け、迅速な補修を行います。
- ② 定期点検により橋りょうなどの状態を把握し、その結果に基づいて計画的に補修を行います。

>>> ●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	現在事業中の畑口寺田線ほか 1 路線の都市計画道路の整備率	37.8%	100.0%
2	道路に関する損害賠償請求件数 (年間)	7 件 (R6 年度)	1 件

■主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 橋りょう長寿命化修繕計画
- トンネル長寿命化修繕計画
- 道路附属物長寿命化修繕計画

■施策主管課室

建設総務課

■主な関係課室

●宮島口みなとまちづくり推進課 ●施設整備課 ●維持管理課 ●都市計画課

6 都市基盤

■2035（令和 17）年度に目指す姿

[illegible]

■ 施策方針

■関連 SDG s



6-5 上下水道の整備

施策の 目指す姿

- 都市の浸水防止が図られている。
- 公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の水質が保全されている。

〔基本事業 ①〕

「基本事業〔2〕〔3〕」

〔1〕 浸水対策の推進

■ 主な課題

- ① 豪雨や内水氾濫等による浸水リスクのある地域では、雨水施設の整備が必要です。

■ 主な取組

- ① 雨水管理総合計画で定めた管理方針及び段階的整備計画に基づき、浸水常襲地区 4 箇所（弘法排水区、嘉永排水区、早時排水区、上の浜排水区）の雨水施設を整備します。

〔2〕 下水道施設の整備・適正管理

■ 主な課題

- ① 汚水処理施設整備構想（アクションプラン）の目標達成に向けて、未普及区域への対策をさらに進める必要があります。
- ② 計画に基づいた老朽化施設の改築・更新工事や、施設の耐震化・耐水化が必要です。
- ③ 下水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が必要です。

■ 主な取組

- ① 汚水幹線や住宅密集地等を優先的に整備し、効率的に未普及対策を実施します。
- ② 公共下水道の根幹的施設の老朽化対策を計画的に実施します。また、未普及対策や老朽化対策とあわせて、施設の耐震化・耐水化を図ります。
- ③ 経営戦略における投資・財政計画の定期的な見直しを行います。また、経費削減などによる経営健全化に取り組むとともに、経費回収率の向上に向けた使用料の見直しも進めます。

〔3〕 水道施設の整備・適正管理、運営基盤の強化

■ 主な課題

- ① 安全で安心な水道水を持続的に供給するため、適切な施設の整備や維持管理、水道事業の運営基盤の強化が必要です。

■ 主な取組

- ① 水道企業団への参画による国庫補助金を活用し、施設の整備や更新を行うとともに、広域化のスケールメリットを活かして事業運営コストの削減に努め、運営基盤の強化を図ります。また、施設の適切な維持・修繕や設備更新を行い、施設の延命化を進めます。

>>> ●生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	浸水常襲地区の段階的対策が完了した箇所数	—	4
2	公共下水道の人口普及率	66.9% (R6 年度)	80.5%

■主な関連計画

- 雨水管理総合計画 ●汚水処理施設整備構想（アクションプラン） ●下水道事業経営戦略
●下水道ストックマネジメント計画 ●耐水化計画

■施策主管課室

下水道建設課

■主な関係課室

●建設総務課 ●下水道経営課

7 環境

2035（令和 17）年度に目指す姿

自然と社会が共生できるまち

- 地域の自然資本が次世代に継承されています。

施策方針

7 - 1

自然環境の保全と持続的活用

施策方針

7 - 2

快適な生活環境の構築

基本事業〔1〕 生物多様性の保全

基本事業〔2〕 脱炭素社会に向けた取組

基本事業〔1〕 快適な生活環境づくりに向けた取組

基本事業〔2〕 ごみの減量化・資源化の推進、廃棄物の適正処理

■2035（令和 17）年度に目指す姿

■ 施策方針

■関連 SDG s



7-1 自然環境の保全と持続的活用

施策の
目指す姿

- 市民や事業者などの生物多様性への理解が深まっている。
- 市民や事業者、行政などが、それぞれの役割を担い、協働して地球温暖化対策を進めている。

〔基本事業 〔1〕〕

〔基本事業 〔2〕〕

〔1〕 生物多様性の保全

■ 主な課題

- ① 身近な自然を大切にすることを育むためには、自然環境に関する正しい知識や理解の普及、関心を高める取組が必要です。
- ② 生物多様性が社会活動の基盤であることが認知され、環境への配慮や生物多様性を損なわない行動が日常的に実践されるように取り組む必要があります。

■ 主な取組

- ① 市内の自然に触れ、学び、体験できる環境の整備やミヤジマトンボなどの希少な生物の保全、特定外来生物による生態系への影響と対応に関する普及啓発等に取り組みます。
- ② 生物多様性の保全に向けて、生物多様性地域戦略を策定し、保全活動を実施している里地里山、企業緑地、都市の緑地等を自然共生サイトやOECM（地域や事業者等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域）に登録するなど、各主体の取組を推進します。

〔2〕 脱炭素社会に向けた取組

■ 主な課題

- ① 地域全体で再生可能エネルギーや省エネルギーの取組を推進するためには、理解の促進や導入への支援が必要です。
- ② 太陽光発電やバイオマス発電、小水力発電など、地域資源を活用した再生可能エネルギーによる電力の拡大が必要です。
- ③ 地域の森林や藻場・干潟などが CO2 吸収源として十分に活用・管理されていないため、持続的な吸収源として確保する取組が必要です。

■主な取組

- ① 市民や事業者に対して脱炭素の必要性やメリットをわかりやすく伝えるなど、普及啓発を行います。また、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入にかかるコストの低減に向けた支援を継続して実施します。
- ② 公共施設において太陽光発電や省エネルギーの取組等を行うとともに、自治体新電力による再生可能エネルギーの地産地消を推進し、その収益を活用した地域課題の解決に取り組みます。
- ③ 森林や藻場・干潟などのCO2吸収量をJ-クレジット化し、自然資源の保全と経済循環を一体的に進める仕組みを検討します。

>>>> ●地域の自然資本が次世代に継承されています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	自然共生サイト、OECM への登録数	0	3 か所
2	市域における民生部門の二酸化炭素排出量	322 千 t -CO ₂ (R 4 年度)	132 千 t -CO ₂

■主な関連計画

●環境基本計画 ●地球温暖化対策実行計画

■施策主管課室

ゼロカーボン
推進課

■主な関係課室

●観光課 ●農林水産課

■2035（令和 17）年度に目指す姿

■ 施策方針

6 安全な水とトイレ
を世界中に



施策の 目指す姿

- きれいで暮らしやすいまちづくりが進んでいる。
- 市民や事業者がごみの排出抑制やリサイクルに取り組み、ごみの減量化や再資源化が進んでいる。

〔基本事業 〔1〕〕

〔基本事業 〔2〕〕

■ 主な課題

- ① 公害に関する相談が毎年複数件寄せられており、対策が必要です。
- ② 簡易専用水道、専用水道、飲用井戸等について、安全で衛生的な水の供給を確保するため、施設の設置者や管理者への意識啓発が必要です。
- ③ 犬や猫の排泄物、不適切な餌やりに関するトラブルを防ぐため、飼い主への適正飼養の啓発や、飼い主のいない猫等への対策が必要です。
- ④ 市営墓地では、安定的な墓所等の供給のため、適正な管理とともに、時代のニーズに応じた整備が必要です。

■主な取組

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などについて、関係機関と連携して監視・指導を行います。
- ② 施設管理者等に対して、適正な施設管理や水質検査に関する周知や助言、指導を行います。
- ③ 市ホームページや広報紙等を通じて適正飼育の啓発を行うほか、地域猫活動の推進として不妊・去勢手術費用等の支援を引き続き実施します。
- ④ 市営墓地を適正に管理するとともに、市営尾野山墓地を再整備します。また、合葬墓や樹木墓など、管理負担の少ない形態の墓地整備を進めます。

■ 主な課題

- ① ごみの排出量は減少傾向にあるものの、更なる減量化・資源化を推進する必要があります。
- ② 瀬戸内海沿岸に漂着するゴミが問題となっており、海洋プラスチックが自然環境に悪影響を及ぼしていることから、対策が必要です。
- ③ 人目につきにくい場所では不法投棄が発生しやすく、生活環境の悪化につながるため、関係機関と連携し、不法投棄の未然防止・早期発見に向けた対策が必要です。
- ④ 廃棄物処理施設の安全かつ安定的な稼働を確保するため、施設の適正管理を行うとともに、ごみの排出者や収集運搬事業者への啓発・指導を行う必要があります。
- ⑤ 生活排水処理を安定的に行うため、廿日市衛生センターの老朽化への対応が必要です。

■主な取組

- ① 市民やスーパー、飲食店などの事業者と協力・連携し、食品ロスの削減に取り組むとともに、プラスチックごみの資源化品目の拡大を進めます。
- ② 官民連携プラットフォーム「GSHIP」への参画を通じて、プラスチックごみの流出防止や、効果的な海岸清掃イベントを実施します。
- ③ 不法投棄箇所の巡回、監視カメラ設置、不法投棄防止看板の配布等を行います。
- ④ エネルギークリーンセンターの安定稼働やリサイクルプラザの機能維持のため、必要な改修を行うとともに、市民へのごみの分別に関する啓発や事業系ごみの展開検査等を通じて、事業者に適正排出に向けた指導を行います。
- ⑤ 老朽化している廿日市衛生センターの機能を廿日市浄化センターに集約し、効率的に生活排水の処理を行います。

>>> ●地域の自然資本が次世代に継承されています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】		目標値 【2030(令和 12)年度】	
1	暮らしている地域の空気や水は澄んでいて、きれいだと感じる市民の割合	58.8%		65.5%	
2	市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量(g/人・日)	767 g (R6 年度)		754 g	
3	家庭ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる市民の割合	(減量化)	48.8%	(減量化)	53.8%
		(再資源化)	35.4%	(再資源化)	40.4%

■主な関連計画

●環境基本計画

●一般廃棄物処理基本計画

■施策主管課室

循環型社会推進課

■主な関係課室

●人権・市民生活課 ●ゼロカーボン推進課 ●農林水産課

8 地域づくり・人権・多文化共生

2035（令和 17）年度に目指す姿

誰もが学び、つながり、活躍することで、 地域らしさをともに守り創れるまち

- 幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。

誰もが他者との違いを認め合い、安心して 暮らせるまち

- 市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

施策方針

8 - 1

地域づくりの推進

施策方針

8 - 2

人権・男女共同参画の推進

施策方針

8 - 3

多文化共生・国際交流の推進

基本事業〔1〕	幅広い世代のまちづくり活動への参画促進
---------	---------------------

基本事業〔2〕	多様な主体の協働推進
---------	------------

基本事業〔1〕	人権・平和意識の醸成と相談体制・支援の充実
---------	-----------------------

基本事業〔2〕	男女共同参画意識の醸成と相談体制・支援の充実
---------	------------------------

基本事業〔1〕	コミュニケーション支援・生活支援
---------	------------------

基本事業〔2〕	多文化共生のまちづくり
---------	-------------

基本事業〔3〕	世界とつながるまちづくり
---------	--------------

[illegible]

8-1 地域づくりの推進



- 市民がまちづくりに興味を持ち、積極的にまちづくり活動に参画している。 [基本事業 (1)]
- 多様な主体が協働してまちづくり活動に取り組んでいる。 [基本事業 (2)]

- ① 市民センター等において、地域課題の解決につながる学びの場・交流の場づくりや、学びをまちづくりに生かす機会、情報提供、相談体制等の支援を充実させ、幅広い世代のまちづくり活動への参画を促す仕組みを強化します。
- ・ 市民センター等については、長寿命化計画に基づき、適切な時期に改修等を行います。

- ① 多様な主体がつながり、互いの資源を生かしなが
らまちづくりに取り組めるよう、市民活動センタ
ー機能（情報提供、人材育成支援、相談対応等）を
充実させ、協働によるまちづくりの推進（地域経営
の推進）を図ります。
- ・ 地域自治組織の現状や課題等を整理するための支
援を強化するとともに、地域自治組織と多様な主
体が互いにつながる支援を進め、それぞれの役割
を発揮し、地域の特性に応じた協働の推進を図り
ます。

- >>> ●幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。
- >>> ●市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	地域主体の活動に参画している市民の割合	24.7%	28.5%
2	多様な主体が連携して、地域課題の解決に向けた取組が行われていると思う市民の割合	17.7%	30.0%

■主な関連計画

- 協働によるまちづくり推進計画
- （仮称）中山間地域振興ビジョン
- 宮島まちづくり基本構想
- （仮称）生涯学習ビジョン
- （仮称）市民センター基本方針

■施策主管課室

地域振興課

■主な関係課室

- 宮島企画調整課
- まちづくり支援課
- 中山間地域振興室
- 生涯学習課

（仮称）中山間地域振興ビジョン及び宮島まちづくり基本構想について

本市は、二度にわたる合併からこれまで、市域の一体感の醸成、均衡ある発展を念頭に置き、積極的に事業を進めてきました。しかし、平成の合併（2005(平成 17)年 11 月）から 20 年が経過する中、特に中山間地域や島しょ部では、人口減少、少子高齢化の進行などに伴い、生活サービスの維持に向けて、様々な課題が生じています。

中山間地域まちづくり会議の状況により、一部修正する可能性があります。

【（仮称）中山間地域振興ビジョン】

● 策定の目的

本市は、市域の約 70%が中山間地域（佐伯・吉和地域）であり、この中で市民の約 8%にあたる 9,185 人（2025（令和 7）年 4 月 1 日現在）が暮らしています。

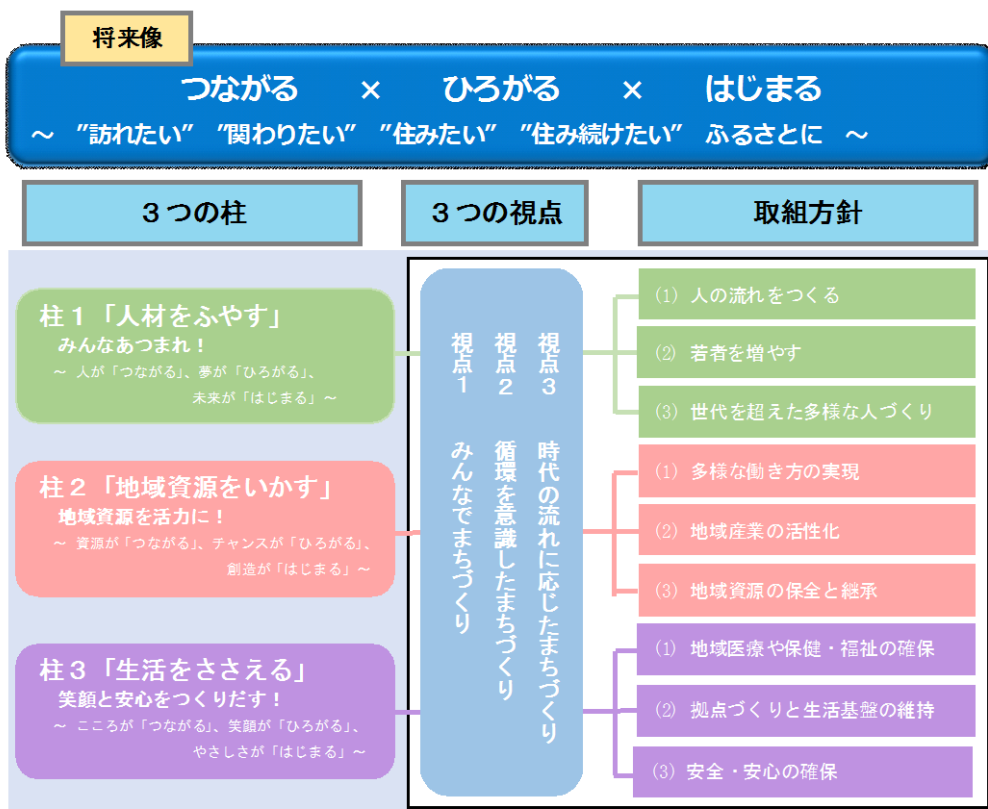
佐伯地域では 2000（平成 12）年、吉和地域では 1950（昭和 25）年をピークに人口減少が続き、現在では無住化した集落も生じており、今後、更なる人口減少や集落の無住化により、地域の生活環境の機能低下が進むと予想されます。

また、中山間地域に広がる農地や森林は、食料生産だけでなく、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全など様々な価値を有しています。

誰もが将来にわたってこれらの中山間地域の価値を享受し、豊かに暮らしていくためには、みんなで中山間地域を守っていく必要があります。25 年先の 2050（令和 32）年の中長期的な将来を見据えながら、目の前の 10 年間に取り組むべき方策を整理、実施していくためのビジョンと、具体的な取組を示す振興計画を策定します。

● 将来像と施策体系

2050（令和 32）年を見据え 2035（令和 17）年に目指すまちの姿である将来像、将来像の実現を目指すための施策の 3 つの柱、施策の効果を高めるための 3 つの視点及び施策の取組方針を次のように定めます。



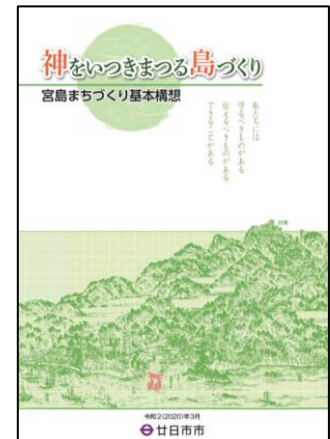
こうした課題に対応するため、佐伯地域及び吉和地域の中山間地域を対象エリアとした「(仮称) 中山間地域振興ビジョン」、宮島地域及び宮島口を対象とした「宮島まちづくり基本構想」を策定し、各地域の特性を生かした、持続可能なまちづくりを推進しています。

【宮島まちづくり基本構想】

● 目的と位置づけ

先人から受継いだ宮島の「自然」、「文化」、「歴史」を世界共通の財産として次世代に引き継いでいくためには、「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」はもとより、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」といった多様な主体が一体となりまちづくりを行う必要があります。

この基本構想は、宮島の普遍的価値を守り継承していく「あるべき姿の継承」と、心豊かな暮らしを育み創造していく「ありたい姿の創造」をまちづくりの理念とする長期的な構想であり、今後の宮島に関わる様々な施策や事業を展開する際の、まちづくりの道標として位置づけています。



● 目標とする未来の姿

宮島の貴重な自然、文化、歴史を島全体で体験できることは、「本物を体感できる屋根のない博物館」といえます。

島に暮らす人、働く人、訪れる人、想いをはせる人、すべての島民が博物館の一員となって宮島を守り伝えると同時に、新たに島を訪れる人は、貴重な本物を見て、聴いて、体験して学び、その体験を発信することで島民としての役割を担ってもらいます。すべての島民が役割を果たし、様々な主体が連携し活動することで新しい活力を生み出し宮島の「未来の姿」を実現していきます。



宮島まちづくり基本構想の詳細はこちらをご覧ください。

市公式HP「宮島まちづくり基本構想」について



[illegible]

8-2 人権・男女共同参画の推進



- 市民に人権尊重意識が浸透している。 [基本事業 (1)]
- 性別にかかわらず働き方や暮らし方を自分らしく選択できている。 [基本事業 (2)]

- ① 女性、こども、高齢者、障がいのある人、同問題、外国人、犯罪被害者やその家族、インターネット上の人権侵害、性的少数者など多様な人権課題が存在する中、こどもから高齢者まで幅広い世代を対象に、効果的かつ継続的な啓発活動や支援を行い、市民に人権尊重意識を浸透させる必要があります。
- ② 2025（令和 7）年に戦後 80 年を迎え、戦争や被爆体験、平和への思いの継承が一層重要となる中、市民の平和意識を向上させる必要があります。

- ① 性別、年齢、障がいの有無、国籍など、互いの違いを尊重し合う意識を醸成する啓発活動を展開するとともに、多様な人権課題に関する相談体制や支援の充実を図ります。
- ② 戦後 80 年から戦後 100 年へ向けて、未来をつくる青少年やこどもたちの平和意識を高め、今後 10 年、20 年の暮らしの中で平和について考え、行動するきっかけとなる事業を展開します。

- ・ 市民団体が実施する平和行進やパネル展など、非核平和を呼びかける事業への支援・協力を行います。

- ① 性別にかかわらず誰もが互いに協力し、仕事と生活を調和させながら、生涯にわたり充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境を整備する必要があります。
- ② 多様な人材の能力の活用や多角的な視点の導入などの観点から、引き続き、あらゆる分野において女性の参画を進めていく必要があります。

- ① 事業所や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性、働き方の見直しに関する啓発活動を行います。
 - ・ 固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女共同参画の意識を高めるための啓発活動を行います。
- ② 地域や働く場など、あらゆる場面における方針決定過程や話し合いの場への女性の参画拡大を促進します。

- >>>> ●幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。
- >>>> ●市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

■主な課題	■主な取組
③ 性的少数者であることにより偏見などから生きづらさを感じている人がいるため、性の多様性について市民の理解を深めるとともに、性的少数者への支援を行う必要があります。 ④ 男女間の暴力を防止し、暴力を許さない意識の啓発や、暴力を受けた人への支援を行う必要があります。	③ 性の多様性に関する市民等の理解を深める啓発活動を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度や利用可能な行政サービスの周知など、性的少数者への支援を行います。 ④ 重大な人権侵害である DV（ドメスティック・バイオレンス）の暴力の防止に向けた啓発や、各種法律・制度の周知を行うとともに、被害者に対する相談体制、安全確保、自立支援の充実を図ります。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	自分や周りの人の人権を尊重しながら生活している市民の割合	62.6%	69.5%
2	性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できている市民の割合	53.9%	61.8%
3	市の審議会等における女性委員の占める割合	26.6%	30.8%

■主な関連計画

●人権教育・人権啓発指針 ●人権推進事業計画 ●男女共同参画プラン

■施策主管課室

人権・市民生活課

■主な関係課室

●総務課 ●産業振興課 ●子育て応援室

[illegible]

■関連 SDG s



施策の 目指す姿

- 外国人住民と日本人住民が共に生活する中でお互いにコミュニケーションを図ることができている。 [基本事業 (1)]
- 市民に、多文化共生の考え方が浸透している。 [基本事業 (2)]
- 国際交流活動に参加する人が増えている。 [基本事業 (3)]

■ 主な課題

- ① 外国人住民に対する相談体制の充実や効果的な情報提供の方法を検討する必要があります。
- ② 外国人住民が増えていく中、外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣を知る場でもある地域日本語教室の周知と、教室を支える日本語学習支援者の確保が必要です。
- ③ 市民や職員に対して、「やさしい日本語」の周知と活用を促進する必要があります。
- ④ 外国人住民の人口や国籍の変化を把握し、必要な情報の多言語化を進める必要があります。

■ 主な取組

- ① 外国人相談窓口と他の相談機関との連携を図るなど相談機能を充実させ、事業所への情報提供などを通じて周知を行います。
 - ・ 外国人住民が生活に必要な情報をどのように取得しているかを調査し、効果的な情報提供を行います。
- ② 日本語学習支援者の確保に向けた研修等を引き続き実施するとともに、地域日本語教室の情報や活動状況を事業所に発信するなど、周知を行います。
- ③ 「やさしい日本語」の広報、学ぶ機会の提供及び職員向け研修を行います。
- ④ 多言語対応が必要な言語などの情報を庁内へ提供し、多言語化を進めます。

■主な課題

- ① 外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣を理解し合えるよう、様々な機関と連携して取組を進める必要があります。

■主な取組

- ① 廿日市市国際交流協会や地域の団体・事業所などと連携し、多文化共生のまちづくりに関する事業などを行います。

- >>>> ●幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。
- >>>> ●市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

〔3〕世界とつながるまちづくり

■主な課題

- ① 国際交流に関するボランティアの活動の場を増やすとともに、活動状況等を発信する必要があります。
- ② 姉妹都市や観光友好都市との交流など、国際交流に関する情報を提供し、市民の関心を高める必要があります。

■主な取組

- ① 廿日市市国際交流協会と連携し、ボランティアの活動状況等について広く周知するとともに、活躍の場や活動の機会を増やします。
- ② 国際交流に関する事業を実施し、ホームページやSNS等を活用した情報発信を行います。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	生活する中で外国人住民とコミュニケーションできていると思う市民の割合	25.4%	50.0%
2	多文化共生の必要性を感じる市民の割合	65.5%	71.0%
3	国際交流活動をしている市民の割合	1.6%	16.0%

■主な関連計画

●国際化・多文化共生推進プラン

■施策主管課室

国際交流・
多文化共生室

■主な関係課室

●まちづくり支援課 ●産業振興課 ●観光課 ●学校教育課

9 行財政運営の推進

各分野の目指す姿の実現に向けて、効率的かつ効果的な行政経営を確立するため、行政が主体となって施策の推進を下支えする内部施策を記載します。

施策方針 9-1

生産性の高い行政経営の推進

施策方針 9-2

働きやすい職場づくりと人材育成・確保の推進

施策方針 9-3

公共施設マネジメントの着実な推進

施策方針 9-4

安定的な財政運営の推進

施策方針 9-5

効果的な情報発信等による移住・定住・交流の推進

9 行財政運営の推進

■施策方針

9-1 生産性の高い行政経営の推進

■担当課室

人事課、デジタル改革推進課、経営政策課、行政経営改革推進室

施策の 目指す姿

- 分野別計画の目指す姿が実現されている。
- 行政サービスが効率的かつ効果的に提供できている。

[基本事業 (1)]

[基本事業 (2)]

〔1〕経営資源の適切な配分

■主な課題

- ① 社会情勢の変化や多様化するニーズに的確に対応し、将来にわたって持続可能な市政運営を進めていく必要があります。

■主な取組

- ① 施策評価により現状や達成状況などを検証し、事業の優先度や貢献度などに応じて選択と集中を図り、経営資源を適切に配分します。
 - ・計画・予算・評価などの行政経営の仕組みがより一体的に機能するよう最適化を図ります。
 - ・多様な人材等の活用や計画的な職員採用、効率的な執行体制の整備を進めるほか、任期付職員や短時間勤務職員、会計年度任用職員など多様な任用形態を活用し、職員数の最適化を図ります。

〔2〕行政サービスの質的向上

■主な課題

- ① 持続可能な行政サービスを提供するためには、業務改革を推進する必要があります。

■主な取組

- ① 施策の実施にあたっては、既存の手法にとわられず、デジタル技術の活用や事務事業の検証・見直し、公民連携の推進などを通じて業務改革を進めます。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	各分野における進捗状況を確認する指標の達成割合	—	100.0%
2	職員数（2031（令和 13）年 4 月 1 日時点）	1,121 人	精査中
3	「組織の仕事の仕組みが日常的に見直しされている」と感じている職員の割合	60.1% (R6 年度)	69.0%

■主な関連計画

●行政経営改革指針 ●定員管理計画 ●（仮称）DX 推進指針

9-2 働きやすい職場づくりと人材育成・確保の推進

施策の
目指す姿

- 職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、働きがいや誇りを持ち能力を十分に発揮している。
- 職員がスキルを高め、成長しながら、質の高い行政サービスを担える人材となっている。

[基本事業 (1)]

[基本事業 (2)]

〔1〕働きやすい職場づくり

■主な課題

- ① 働き方や生活に対する価値観の多様化が進む中、職員が安心して働き続けられる職場環境の整備が必要です。
- ② 限られた人材の中で、職員一人ひとりが働きがいや誇りを持ち、持てる能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要です。

■主な取組

- ① 人事評価制度や研修などを通じて職員間の連携意識を醸成し、風通しの良い職場づくりを推進します。また、時間外勤務の縮減・平準化、計画的な休暇取得の促進、フレックスタイムや勤務間インターバル制度の活用等により、職員の心身の健康を確保するとともに、育児・介護と仕事の両立支援を図るなど、個々の事情に応じた柔軟な働き方が選択できる職場づくりを推進します。
- ② 職員意識調査や人事評価制度を通じて職員の働きがいや意欲、組織への思い入れや愛着などを把握するとともに、職員がキャリアプランを描けるよう、リスキリングやスキルアップ等で習得した知識・技能を活用できる環境を整えるなど、働きがいを持って能力を発揮できる職場づくりを推進します。

〔2〕人材育成・確保の推進

■主な課題

- ① 人材の確保が厳しさを増す中、質の高い行政サービスを維持するため、未来を担う人材の確保とさらなる職員の能力向上・組織力の強化が必要です。

■主な取組

- ① まちや市役所など公務の魅力や魅力を SNS 等で広く積極的に発信するとともに、受験手続のデジタル化など受験しやすい環境を整え、多様な人材を確保する取組を推進します。
 - ・ リスキリングやスキルアップにつながる各種研修環境を充実させ、職員の能力を高めるとともに、人事評価や資格取得費用の助成などを通じて、職員が持てる能力を最大限に発揮できるよう、人材育成を推進します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	仕事にやりがいを感じている職員の割合	70.0% (R6 年度)	80.0%
2	人事評価の能力評価が a 以上の職員の割合	86.6% (R6 年度)	90.0%

■主な関連計画

- 人材育成・確保基本方針
- 特定事業主行動計画

9 行財政運営の推進

■施策方針

■担当課室

9-3 公共施設マネジメントの着実な推進

公共施設マネジメント課、営繕課

施策の 目指す姿

●公共施設が適正な規模で配置され、持続可能な形で必要な機能を提供できている。

[基本事業 (1)]

●維持管理経費の縮減等を図りつつ、ニーズに応じた機能を保ちながら、誰もが安全で快適に利用できる公共施設を維持している。

[基本事業 (2)]

〔1〕公共施設の量の改革

■主な課題

- ① 公共施設の更新費用が市財政や将来世代に大きな負担となることが懸念されるため、適正な規模への縮減が必要です。

■主な取組

- ① 将来推計人口の動向や市民・社会ニーズの変化、地域特性などに配慮しつつ、公共施設再編計画を推進し、統廃合や複合化などにより総量の適正化に取り組めます。

〔2〕公共施設の質の改革

■主な課題

- ① 老朽化に伴う維持管理経費の増大を抑えつつ、多様化するニーズに対応するため、施設のあり方や効率的・効果的な管理運営を検討する必要があります。

■主な取組

- ① 包括管理業務を充実させ、施設の点検・診断により安全を確保しつつ、予防保全を推進することで、施設の長寿命化と維持管理経費の平準化・縮減を図ります。
- ・ PPP/PFI 手法や指定管理者制度など、民間活力を積極的に活用することで、施設の効率的・効果的な管理運営を図るとともに、多様なニーズに対応します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	公共施設の総延べ床面積	475,757 m ² (R6 年度)	464,757 m ²
2	包括管理業務による緊急性が高い修繕の完了割合 (毎年度)	99.2% (R6 年度)	100.0%

■主な関連計画

●公共施設マネジメント方針 ●公共施設再編計画 ●官民連携手法導入検討ガイドライン

9-4 安定的な財政運営の推進

施策の
目指す姿

●施策の着実な実行を支える持続可能な財政基盤が構築されている。

[基本事業 (1)]

〔1〕持続可能な財政基盤の構築

■主な課題

- ① 災害や予期せぬ緊急事態に伴う支出など、財政運営上のリスクに備える必要があります。
- ② 生産年齢人口の減少などにより歳入の大幅な増加が見込めない一方で、経常経費（人件費、扶助費、公債費、公共施設の維持管理費など）の増加が見込まれるため、財政構造の弾力性を維持・強化する取組が必要です。
- ③ 公共施設の老朽化に伴う長寿命化・更新や新たなインフラ整備などにより、市債借入額の増加が見込まれるため、将来世代への負担軽減に向けた財政運営が必要です。

■主な取組

- ① 安定的な財政運営を継続するため、中期財政収支見通しに基づく当初予算フレームの設定により、歳入規模に見合った歳出構造への転換を行うとともに、計画的かつ効果的な予算執行管理などにより、毎年度の収支均衡と財政調整基金の確保を行います。
- ② 安定的な自主財源の確保のため、使用料・手数料の定期的な見直しや市有財産の活用による歳入確保など、既存歳入の確保や新たな歳入の創出に取り組みます。
 - ・ 市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行うため、行政評価による事務事業の見直し、定員管理計画に基づく適正な定員管理などに取り組み、弾力性のある財政構造の確立を推進します。
- ③ 市債は年度間の調整や世代間負担の公平性を確保する役割を持つため、普通建設事業の財源として効果的に活用しつつ、残高や今後の公債費の推移を踏まえ、地方交付税措置率の低い市債の借入抑制や据置期間短縮による利子総額の抑制など、適正な市債管理と公債費の抑制を実施します。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	財政調整基金残高	60.7 億円 (R6 年度)	精査中
2	経常収支比率	97.9% (R6 年度)	精査中
3	市債残高	478.8 億円 (R6 年度)	精査中

■主な関連計画

●中期財政運営方針

9 行財政運営の推進

■施策方針

■担当課室

プロモーション
戦略課

9-5 効果的な情報発信等による移住・定住・交流の推進

施策の 目指す姿

- 市民が地域への愛着や誇りをもち、定住意識が高まっている。 [基本事業 (1)]
- 市外の人が本市への興味・関心を持ち、移住につながる。 [基本事業 (2)]
- 市民との双方向の情報共有により、市政への参加と理解を促進する。 [基本事業 (3)]

〔1〕市民の定住意識の醸成

■主な課題	■主な取組
① 市民にまちの魅力を伝え、愛着や誇りを育むことで、暮らし続けてもらうとともに、一度離れても戻ってきてもらえるよう、定住意識を高める取組が必要です。	① 身近な地域の自然や文化、歴史について子どもたちが学ぶ「ふるさと学習」を支援します。 ・市の施策や魅力を伝えるため、広報紙やホームページを基軸に、メディア特性に応じた情報発信を行います。

〔2〕交流・関係人口の創出

■主な課題	■主な取組
① 市外の人に向けた情報発信を通じて、本市への関心やつながりを広げ、交流や関係人口を増やす必要があります。	① ふるさと納税の活用や SNS、市民との共創による情報発信を通じて新たなファンづくりや交流促進を図るとともに、移住に関する相談体制や支援を充実させるなど、移住支援策に総合的に取り組みます。

〔3〕市政への参加と理解促進

■主な課題	■主な取組
① 市民の市政への理解と関心を高め、参画意識を促す取組が必要です。	① こどもの頃から市政への関心を高めるため、市内の中学校に通う子どもたちが、行政や議会の仕組みを学び、魅力的なまちづくりに向けた意見や提案を行う「子ども議会」を実施します。 ・出前トークやパブリックコメント等を通じて、市の施策や事業の説明、市民との意見交換を行います。
② 戦略的な情報発信により、市民との信頼関係を構築する必要があります。	② 広報戦略基本方針に基づき、職員研修等を実施して職員一人ひとりの情報発信に対する意識や能力を高めるとともに、部署横断の会議体を通じて庁内全体の情報発信の質を向上させ、住民ニーズに応じた情報発信を行います。

■施策の進捗状況を確認する指標

	指標名	現況値 【2025(令和 7)年度】	目標値 【2030(令和 12)年度】
1	市に自分のまちとしての愛着がある市民の割合	76.7%	79.7%
2	人口の社会動態	転入超過 (R6 年)	転入超過
3	市公式ホームページの年間ページビュー数	472 万回 (R6 年度)	500 万回

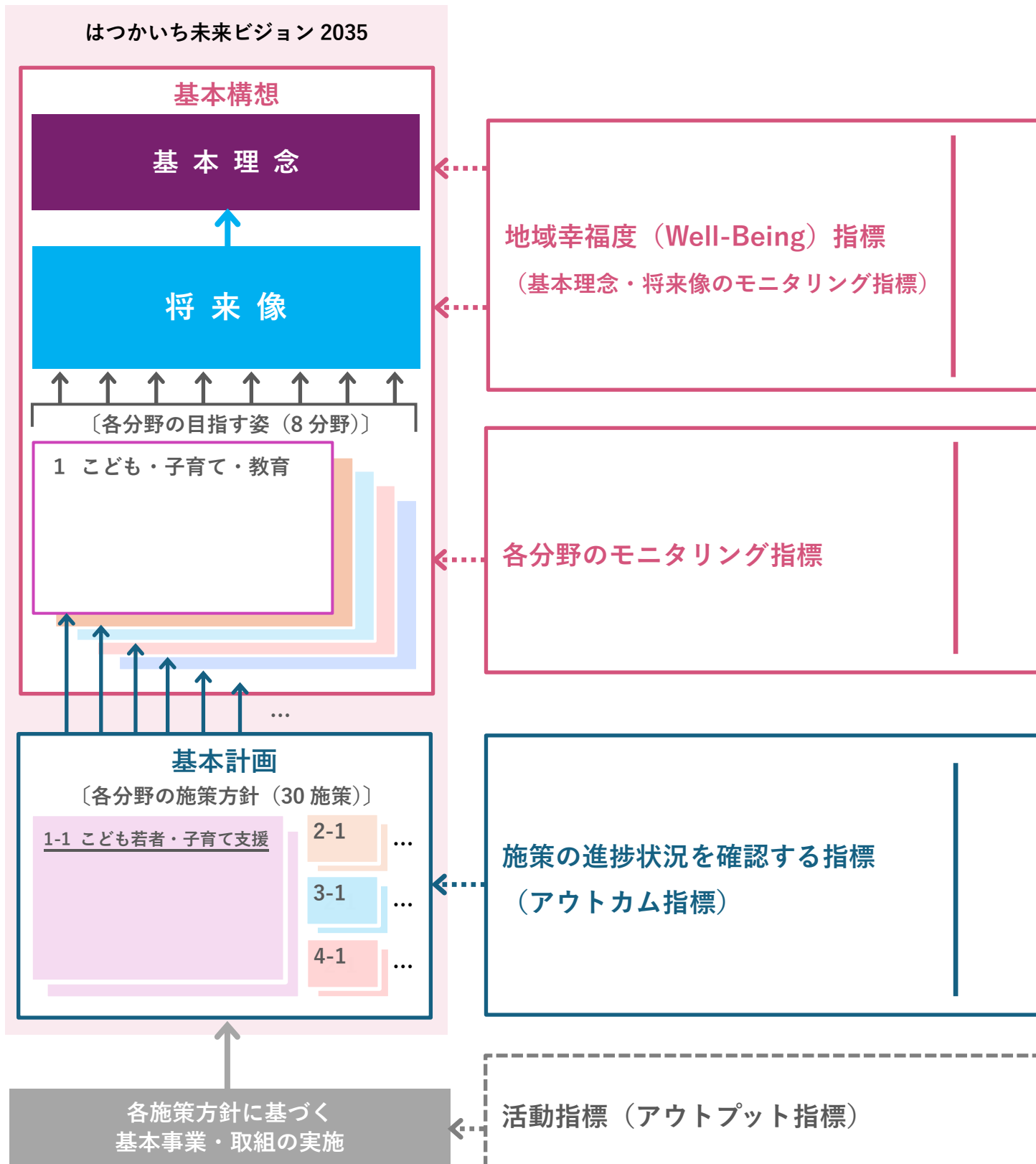
■主な関連計画

- 広報戦略基本方針

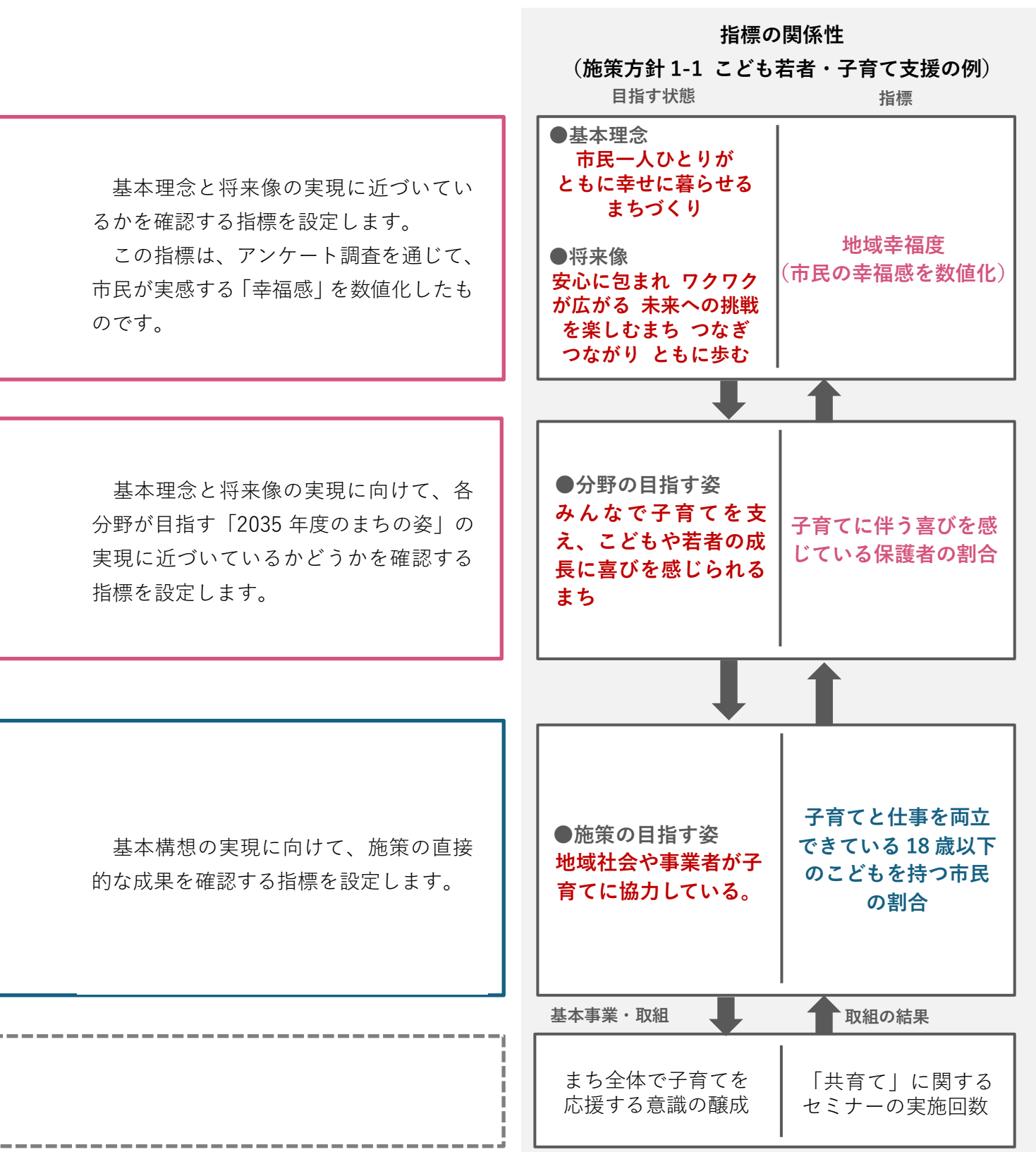
10 指標体系

(1) 指標の関係性と考え方

本計画は、基本理念・将来像をもとに、その実現に向けた道筋を未来から現在へとさかのぼって考える「バックキャスティング」の考え方に基づき、基本構想に「分野の目指す姿」を、前期基本計画に「施策の目指す姿」を設定し、その状態を確認するための指標を設定しています。



基本構想においては、「地域幸福度（Well-Being）」及び各分野の「モニタリング指標」を注視し、定期的に現状把握を行います。また、前期基本計画においては、「施策の進捗状況を確認する指標」により効果検証を行い、事務事業の見直し等に活用します。



(2) 指標一覧

前期基本計画の「施策の進捗状況を確認する指標」の一覧を掲載します。